

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)	1
○中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一号)	14
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)	31
○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(抄)	46
○内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)(抄)	60
○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)	63

○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）

産業競争力強化法施行令をここに公布する。

産業競争力強化法施行令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十四項、第十七項第五号及び第八号並びに第二十六項、第二十八条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十九条第一項各号、第四十一条第一項第一号及び第四項第一号、第五十四条第三項、第五十五条第三項、第六十一条第一項、第七十五条、第九十九条第二項ただし書、第一百五十四条第四項及び第五項、第二百一十一条第三項及び第八項、第二百二十八条第六項並びに第三百三十三条第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（事業再生から除外する手続）

第一条 産業競争力強化法（第十二条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第十四項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（中小企業者の範囲）

第二条 法第二十七項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二十七項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

- 三 商工組合及び商工組合連合会
 - 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
 - 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
 - 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
 - 八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第十七項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの
- （特定信用状の発行に係る金融機関）
- 第三条 法第二条第二十七項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。
- 一 銀行
 - 二 株式会社商工組合中央金庫
 - 三 株式会社日本政策投資銀行
 - 四 信用金庫及び信用金庫連合会
 - 五 労働金庫及び労働金庫連合会
 - 六 信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - 七 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 八 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
 - 九 農林中央金庫

十 保険会社

(資金決済に関する法律施行令第四条第二項の規定に係る規制の特例措置)

第四条 新事業活動(法第二条第三項に規定する新事業活動をいう。以下この条において同じ。)として商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会(新事業活動を遂行するために必要と認められる内閣府令・経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有するものに限り、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十条第一項第四号、第七号、第八号又は第九号に該当するものを除く。)によりその発行が行われる同法第三条第一項に規定する前払式支払手段(その対価を上回る金額を代価の弁済に充てることができる金額として定めているものであることその他内閣府令・経済産業省令で定める要件を満たすものに限る。)についての資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)第四条第二項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」とする。

(公正取引委員会との協議)

第五条 法第二十七条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該事業再編関連措置(法第二十七条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。)が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十条第二項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。)、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二 当該事業再編関連措置が、二以上の事業者により共同して行われるものであって、当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。)が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超える場合(当該事業再編関連措置を行おうとする全ての事業者が同一の企業結合集団(同項に規定する企業結合集団をいう。)に属する場合を除く。)

(認定事業者が行う株式等売渡請求について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第六条 法第三十条第五項の規定により会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十九條の五第一項第四号	法務省令	産業競争力強化法第四百七條第二項に規定する
第七十九條の十第一項及び第八十九條	法務省令	主務省令(以下単に「主務省令」という。)
		主務省令

第二項第六号

(認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第七条 法第三十二条第一項の規定により会社法の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第百九十九条第二項	読み替えられる字句 前項各号	読み替える字句 前項各号(第三号を除く。)
第二百一条第三項	同条第一項第四号	同法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号
第二百八条第二項	第百九十九条第一項第四号	産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号

(認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第八条 法第三十二条第三項の規定により会社法の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第三百九条第二項第十二号	読み替えられる字句 第五編	読み替える字句 第五編(第七百九十六条第三項の規定を産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
第七百九十七条第一項	第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書	産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第二項ただし書

(認定事業再編関連措置等)

第九条 法第三十七条第一項第一号の政令で定める措置は、生産性向上設備等(法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。第三十一条第一項第二号において同じ。)のための措置であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。次項において同じ。)の借入れを必要とするものとする。

2 法第三十七条第一項第二号の政令で定める措置は、その実施に長期資金の借入れを必要とするものとする。

(株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用)

第十条 事業再編促進円滑化業務(法第三十七条第一項に規定する事業再編促進円滑化業務をいう。)が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第四百十三号)第三十条第一項並びに第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

(指定金融機関)

第十一条 法第三十九条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 銀行

二 長期信用銀行

三 株式会社商工組合中央金庫

四 株式会社日本政策投資銀行

五 信用金庫及び信用金庫連合会

六 労働金庫及び労働金庫連合会

七 信用協同組合及び協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第一号において同じ。)

八 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)及び農業協同組合連合会(同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。同条第三号において同じ。)

九 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号第三号において同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)

十 農林中央金庫

(指定金融機関の指定の基準となる法律)

第十二条 法第三十九条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合法
 - 二 水産業協同組合法
 - 三 中小企業等協同組合法
 - 四 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）
 - 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
 - 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）
 - 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
 - 八 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
 - 九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
 - 十 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
 - 十一 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
 - 十二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）
 - 十三 産業競争力強化法
（内閣総理大臣等への通知）
- 第十三条 主務大臣は、法第三十九条第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を、法第四十一条第一項の認可、同条第二項若しくは法第四十四条の規定による命令若しくは法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し（以下この条において「処分」と総称する。）をしたとき、又は法第四十五条第一項の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は届出を行った指定金融機関（法第三十九条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。
- 一 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会 内閣総理大臣
 - 二 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
 - 三 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣
 - 四 株式会社商工組合中央金庫 経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣
 - 五 株式会社日本政策投資銀行 財務大臣（株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法第九条第一項の承認を受けた場合にあって

ては、財務大臣及び内閣総理大臣)

(事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

第十四条 法第五十二条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条及び第二十六条において同じ。)一年につき、普通保険(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。)及び無担保保険(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。次条及び第二十五条において同じ。)にあつては一・六九パーセント(手形割引等特殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十六条において同じ。))及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十六条において同じ。)の場合、一・四四パーセント)、特別小口保険(同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条において同じ。)にあつては〇・四パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント)とする。

(事業再生計画実施関連保証に係る保険料率)

第十五条 法第五十三条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(特許料の軽減等の要件)

第十六条 法第六十六条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 個人にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - イ 常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。次号イにおいて同じ。)以下であること。
 - ロ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。
 - 二 法人にあつては、次のいずれかに該当すること及び当該法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を有する法人がないこと。
 - イ 常時使用する従業員の数が二十人以下であること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額(資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額)が三億円以下であつて、その設立の

日以後十年を経過していないこと。

(特許料の軽減)

第十七条 法第六十六条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号
- 三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(出願審査の請求の手数料の軽減)

第十八条 法第六十六条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が第十六条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る発明の特許出願の表示
- 三 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。
- 3 前項の規定により算定した出願審査の請求の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(国際出願に係る手数料の軽減)

第十九条 法第六十六条第三項の規定により国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。以下この条において同じ。）に係る手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が第十六条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る発明の国際出願の表示

三 国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）第二条第二項第一号及び第三号の規定による手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 前項の規定により算定した国際出願に係る手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の有効期間）

第二十条 法第六十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（機構による支援決定）

第二十一条 法第八十二条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を行う事業者に対するものであること。

二 その額（株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）が当該直接資金供給（法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。）の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動（法第二十条第二項に規定する特定事業活動をいう。）に関して既に出資（法第八十二条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べた機会を与えないで決定したものに限り。次号において同じ。）を行った場合にあつては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないものであること。

三 その額と機構が既に行った出資（その出資に係る株式について法第一条第一項第十三号の譲渡その他の処分を行ったものを除く。）の額との合計額が、九百億円を超えないものであること。

（評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等）

第二十二条 法第十二条第三項の評価委員（次項及び第二十四条第一項において単に「評価委員」という。）は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 経済産業省の職員 一人

三 対象会社（機構が法第十二条第一項の規定により譲受けを行い、又は法第十四条第一項の規定により譲渡を行おうとする法第一百一十一条に規定する特定株式に係る法第二十二項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十四条第二項において同じ。）の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省（当該大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二十四条第二項において「担当府省」という。）の職員 一人

四 機構の取締役 一人

五 学識経験のある者 三人

2 法第百十二条第三項の評価は、評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第百十二条第三項の評価に関する庶務は、経済産業省経済産業政策局産業創造課並びに担当府省の部局に置かれる対象会社の組織及び運営一般に関する事務を所掌する課（担当府省が内閣府である場合にあつては、内閣府本府に置かれる政策統括官）において処理する。

（機構の株主のうち政府以外のものが行う株式買取請求について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第二十三条 法第百十三条の規定により会社法の規定を準用する場合における同条の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十条第一項	ならない。	ならない。ただし、機構は、特定株式譲受けの対価として株式の発行又は自己株式の処分をするときは、産業競争力強化法第百十二条第二項において読み替えて適用する第百九十九条第二項ただし書の規定による決定において踏まえるべき同法第百十二条第三項の評価委員の評価を踏まえて協議をしなければならない。

（機構が譲渡を行おうとする特定株式の評価等）

第二十四条 法第百十四条第二項の評価は、評価委員の過半数の一致によるものとする。

2 法第百十四条第二項の評価に関する庶務は、経済産業省経済産業政策局産業創造課並びに担当府省の部局に置かれる対象会社の組織及び運営一般に関する事務を所掌する課（担当府省が内閣府である場合にあつては、内閣府本府に置かれる政策統括官）において処理する。

（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第二十五条 法第百二十九条第四項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証を除く。）に係る保険関係、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係及び法第百二十九条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とし、同条第四項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第二十六条 法第百二十九条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・二九パーセント（手形割引等特殊保証及び当

座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）とする。

（中小企業再生支援協議会の組織）

第二十七条 法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会（以下この条及び第三十条において「協議会」という。）の委員は、五人以上でなければならない。

2 協議会に会長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかななければならない。

5 認定支援機関（法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）に、協議会の事務局を置く。

（委員の任期）

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

第二十九条 認定支援機関の長は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならない。

2 認定支援機関の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（定足数及び議決の方法）

第三十条 協議会は、委員及び認定支援機関の長の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の決議は、出席した委員及び認定支援機関の長の過半数をもって行う。可決同数のときは、会長が決する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の範囲）

第三十一条 法第百四十条第一号の政令で定める投資事業有限責任組合は、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合とする。

一 法第二十四条第一項に規定する認定事業者再編事業者又は法第二十六条第一項に規定する認定特別事業者再編事業者

二 事業再編を実施する事業者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額に対する割合が百分の二を超えるものであること。

- (1) 前事業年度において生じた純損失の額
 - (2) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額
 - (3) 前事業年度終了の日における欠損の額
- ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

三 前二号に掲げる事業者の関係事業者

2 前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定及び附則第十三条中経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第五十七条の改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（同年四月一日）から施行する。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の廃止)

第二条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）は、廃止する。

(公庫の行う損失補填業務に関する経過措置)

第三条 法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次条及び附則第五条において「旧産活法」という。）第二十四条の二第一項の損失の補填に係る株式会社日本政策金融公庫（次条において「公庫」という。）の業務については、前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（以下この条、次条及び附則第五条において「旧産活法施行令」という。）第九条（同条の表中第十六条第三項の項及び第二十二条第三項の項を除く。）の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行令第九条中「法第二十四条の二第二項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第二項」と、同条の表第二十一条第一項第二号の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。第二十二條第一項において「旧産活法」という。）」と、同表第二十二條第一項の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」とあるのは「旧産活法」とする。

(公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)

第四条 法附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、旧産活法施行令第十一条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二十四条の三第一項」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第二十四条の三第一項」と、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第二十四条の三第二項」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第二十四条の三第二項」とする。

(旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置)

第五条 法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項に規定する事業再構築等促進業務については、旧産活法施行令第十四条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二十四条の五第一項」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)以下この条において「旧産活法」という。)第二十四条の五第一項」と、「法第二十四条の七第一項」とあるのは「旧産活法第二十四条の七第一項」と、「法第二十四条の十」とあるのは「旧産活法第二十四条の十」と、「法第二十四条の十二第一項」とあるのは「旧産活法第二十四条の十二第一項」と、「法第二十四条の十一第一項」とあるのは「旧産活法第二十四条の十一第一項」とする。

附 則 (平成二十七年四月一日政令第一六九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月三〇日政令第二二五号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二二日政令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年二月二四日政令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年六月三〇日政令第二四八号）

この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年一〇月二五日政令第二六二号）

この政令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年七月六日政令第一九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則 （平成三〇年九月二一日政令第二六五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）

中小企業経営革新支援法施行令をここに公布する。

中小企業等経営強化法施行令

内閣は、中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項第三号及び第六号並びに第二項、第六条第四項、第七条、第十条第一項並びに第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(中小企業者等の範囲)

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める資本金の額又は出資の総額は、十億円とする。

2 法第二条第二項第三号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 医業を主たる事業とする法人

二 歯科医業を主たる事業とする法人

3 法第二条第二項第四号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。

4 法第二条第二項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 医業を主たる事業とする法人

二 歯科医業を主たる事業とする法人

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(前二号に掲げる法人を除く。)

四 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(第一号及び第二号に掲げる法人を除く。)

(新規中小企業者に係る要件)

第三条 法第二条第四項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。

2 法第二条第四項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。

3 法第二条第四項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

(一般社団法人の要件)

第四条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

(創業等関連保証に係る中小企業信用保険法の特例)

第五条 法第四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する債務の保証(同法以外の法律に規定するもの並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証を除く。)に係る保険関係、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係及び法第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第六条 法第四条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四パーセント（手形割引等特殊保証（同項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三四パーセント）とする。

（社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険料率）

第七条 法第十条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（経営力向上計画に係る特定許認可等）

第八条 法第十七条第四項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

- 一 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の許可
- 二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第三条又は第五条の許可
- 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の許可
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十五条の許可
- 六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可

2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第十七条第七項の同意のために必要な書類を定めることができる。

3 法第十七条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る経営力向上計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、法第十七条第七項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合には、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。

（経営革新関連保証及び経営力向上関連保証に係る保険料率）

第九条 法第二十二條第九項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント

(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(事業継続力強化関連保証及び連携事業継続力強化関連保証に係る保険料率)

第十条 法第五十四条第五項及び第五十五条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(都道府県が処理する事務)

第十一条 法第七条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、特定新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

(権限の委任)

第十二条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第六十四条第一項並びに第六十五条第一項の規定による主務大臣の権限(経済産業大臣に属するものに限る。)は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第六十四条第一項並びに第六十五条第一項の規定による主務大臣の権限(経済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業(行政書士業務(行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十四条第一号において同じ。))に係るものを除く。)の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)

二 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。) 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)

三 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開

拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

四 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務（次条第二項第十号において「海事に関する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十三条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第六十四条第二項並びに第六十五条第二項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画に関する権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当該経済産業局長

イ その地区が一の経済産業局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第六十四条第二項並びに第六十五条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行

られる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（行政書士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ その地区が一の総合通信局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

三 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

四 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ その地区が一の国税局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介をいう。次号及び次条第三号において同じ。）、労働者供給（同条第七項に規定する労働者供給をいう。次号及び次条第三号において同じ。）及び労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。次号及び次条第三号において同じ。）

六 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介、労働

者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

七 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長

八 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局長又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局長が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ その地区が一の地方農政局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

九 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

十 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監視部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ その地区が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

十一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務局長

十二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに関する環境大臣の権限 当該地方環境事務局長

イ その地区が一の地方環境事務所の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第六十四条第三項並びに第六十五条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（行政書士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該作成した者（共同で当該経営力向上計画を作成した場合にあつては、その代表者。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は

一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長

五 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属するものに関する経済産業大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

六 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

七 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十五条 法第三十一条第一項、第三項及び第四項、法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項及び第三項、法第三十四条から第三十六条まで並びに法第六十五条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第三十一条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第六十七条第十一項の規定により金融庁長官に委任された権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあつては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

第十六条 法第五十条第一項並びに第五十一条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第六十四条第五項及び第六十五条第五項の規定による経済産業大臣の権限（認定事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の規定による経済産業大臣の権限並びに法第六十四条第五項及び第六十五条第五項の規定による経済産業大臣の権限（認定連携事業継続力強化を行う者に関するものに限る。）は、連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

附 則

1 この政令は、法の施行の日（平成十一年七月二日）から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までに成立している普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第九條の規定の適用については、同條中「〇・四パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

附 則 (平成一一年八月二七日政令第二五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年九月一日から施行する。

(新事業創出促進法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第五条

2 この政令の施行前に成立している中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第六條第一項に規定する経営革新関連保証の保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年二月三日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年九月一三日政令第四二三号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一三日政令第五一五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月六日政令第四一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年六月七日政令第二〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三十一日政令第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一三日政令第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一七年四月一三日)

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令及び新事業創出促進法施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令(平成七年政令第百七十八号)

二 新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号)

(中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第五条 改正法による改正前の中小企業経営革新支援法(以下この条において「旧法」という。)第四条第一項の規定により承認の申請がされた同項の経営革新計画(以下この条において「経営革新計画」という。)であつて改正法の施行の際同項の承認をすることがどうかの処分がされていないものについての行政庁の承認については、なお従前の例による。

2 改正法の施行前に旧法第五条第一項の規定により変更の承認の申請がされた経営革新計画であつて改正法の施行の際同項の承認をすることがどうかの処分がされていないものについての行政庁の承認については、なお従前の例による。

3 前二項の規定に基づき従前の例により承認又は変更の承認を受けた経営革新計画は、改正法附則第二条の規定の適用については、それぞれ旧法第四条第一項又は第五条第一項の規定により行政庁の承認又は変更の承認を受けた経営革新計画とみなす。

附 則 (平成一八年三月三十一日政令第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、整備法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二〇年一月一日)

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月六日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。

附 則 (平成二一年六月一二日政令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第四九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年八月二十九日政令第二一九号)

この政令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年八月三十日)から施行する。

附 則 (平成二五年九月一九日政令第二七六号)

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二五年九月二十日)から施行する。

附 則 (平成二六年一月一七日政令第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二六年一月二十日)から施行する。

附 則 (平成二六年七月一六日政令第二六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月四日政令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二四日政令第七一号)

(施行期日)

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第五十号)附則第一条第四号に掲げる規定(同法第十五条の規定に限る。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(確認及び申請に関する経過措置)

2 この政令の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第八条の規定により経済産業大臣がした確認又はこの政令の施行の際現に同条の規定により経済産業大臣に対してされている確認の申請は、それぞれこの政令による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第九条の二の規定により都道府県知事がした確認又は同条の規定により都道府県知事に対してされた確認の申請とみなす。

附 則 (平成二八年三月三十一日政令第一〇三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日政令第二四八号)

この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二十五日政令第二六二号)

この政令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第一〇一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下この条において同じ。)が中小企業等経営強化法(以下「法」という。)の規定によりした認定その他の処分(行政書士業務(この政令による改正後の中小企業等経営強化法施行令(次条第一項において「新令」という。)第十一条第二項第二号に規定する行政書士業務をいう。以下この条において同じ。)に係る事業に限る。以下この項において同じ。))は、総務大臣がした認定その他の処分とみなし、この政令の施行前に法の規定により総合通信局長に対してされた申請その他の行為(行政書士業務に係る事業に限るものに限る。以下この項において同じ。))は、総務大臣に対してされた申請その他の行為とみなす。

2 この政令の施行前に法の規定により総合通信局長に対して報告その他の手続をしなければならない事項(行政書士業務に係る事業に係るものに限る。)であつて、この政令の施行前に当該手続がされていないものについては、これを、総務大臣に対して当該手続がされていないものとみなして、当該法の規定を適用する。

第三条 この政令の施行前に地方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。)が法の規定によりした認定その他の処分(社会保険労務士業務(新令第十一条第二項第六号に規定する社会保険労務士業務をいう。以下この条において同

じ。)に係る事業に係るものに限る。以下この項において同じ。)は、厚生労働大臣がした認定その他の処分とみなし、この政令の施行前に法の規定により地方厚生局長に対してされた申請その他の行為(社会保険労務士業務に係る事業に係るものに限る。以下この項において同じ。)は、厚生労働大臣に対してされた申請その他の行為とみなす。

2 この政令の施行前に法の規定により地方厚生局長に対して報告その他の手続をしなければならない事項(社会保険労務士業務に係る事業に係るものに限る。)であつて、この政令の施行前に当該手続がされていないものについては、これを、厚生労働大臣に対して当該手続がされていないものとみなして、当該法の規定を適用する。

3 この政令の施行前に厚生労働大臣に対してされた法第十三条第一項の認定又は法第十四条第一項の変更の認定(それぞれ職業紹介(職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第四条第一項に規定する職業紹介をいう。第五項において同じ。)、労働者供給(同条第七項に規定する労働者供給をいう。第五項において同じ。)、労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。同項において同じ。))及び社会保険労務士業務に係る経営力向上(法第二十条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。))に係る事業に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の申請であつて、この政令の施行前に認定又は変更の認定をしようかの処分がされていないものについては、これらの処分については、なお従前の例による。

4 この政令の施行前に厚生労働大臣がした法第十三条第一項の認定又は法第十四条第一項の変更の認定(それぞれ前項の規定によりなお従前の例によりされたものを含む。)は、地方厚生局長がした法第十三条第一項の認定又は法第十四条第一項の変更の認定とみなす。

5 この政令の施行前に法第四十七条第一項(法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。)の規定により厚生労働大臣に対して報告しなければならない事項(職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係る経営力向上に係る事業に係るものを除く。)であつて、この政令の施行前に報告がされていないものについての報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年七月六日政令第一九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二一日政令第二六五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。
附 則 (令和元年七月一二日政令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前にされた改正法第一条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下この条において「旧法」という。）第十三条第一項の認定の申請（当該申請に係る同項に規定する経営力向上計画（当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業（行政書士業務（第一条の規定による改正前の中小企業等経営強化法施行令第十二条第二項第二号に規定する行政書士業務をいう。以下この条において同じ。）並びに第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下この条において同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下この条において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣の所管に属するものに限る。）に旧法第十三条第四項に規定する特定許可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合に限る。）又は旧法第十四条第一項の規定による変更の認定の申請（当該申請に係る同条第二項に規定する認定経営力向上計画（当該認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業（行政書士業務並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の所管に属するものに限る。）に従って旧法第二条第十項に規定する事業承継等が行われる前に当該申請がされ、かつ、当該変更が旧法第十四条第三項各号のいずれかに該当するものである場合に限る。）に係る旧法第十三条第六項、第十四条第三項並びに第二十三条第二項及び第三項の規定による主務大臣の権限（総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣に属するもの（財務大臣に属するものにあつては、国税庁の所掌に係るものに限る。）に限る。）については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年一月七日政令第一五二号） 抄

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則 （令和二年九月一六日政令第二八六号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一月一日政令第三一九号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令をここに公布する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令

内閣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第二条第一項第五号及び第八号、第十五条第三項、第十九条第六項、第二十二條第七項、第三十一條、第三十二條並びに附則第五條第一項及び第五項、第六條第二項及び第六項並びに第十五條並びに同法第十九條第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四條第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

（貸付けの対象となる中小企業団体）

第二条 法第十五条第二項第七号口の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 企業組合

二 協業組合

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人（業務の範囲等）

第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第三号口に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業

イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第五条第一項に規定する特定下請組合等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十七号に規定する中小企業者が実施しようとする

る同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業

イ 特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者（法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 企業組合又は協業組合が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。以下ハにおいて同じ。）又は当該合併により設立した会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ニ 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。ホに於いて同じ。）が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ホ 一般社団法人（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

三 事業協同組合若しくは事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この号において「事業協同組合等」という。）又は当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所屬員（中小事業者である組合員又は所屬員については、資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人）以下の会社若しくは個人（以下「特定中小事業者」という。）であるものに限る。以下この号において同じ。）が、当該事業協同組合等が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該事業協同組合等の組合員又は所屬員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

四 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員である事業

者の三分の二以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員又は所屬員については、特定中小事業者であるものに限り、以下この号において同じ。）が、当該組合又は連合会が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該組合又は連合会の組合員又は所屬員の相当部分が集積している区域において、当該組合又は連合会の組合員又は所屬員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあつては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。）、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は市町村（特別区を含む。）が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所屬員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 前項各号に掲げる事業であつて、当該事業により支援を受けることとなる中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二

以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、中小企業等経営強化法第二条第三項第二号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法)

第四条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額(第九条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。)は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項(同条第四項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣(法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条において同じ。)に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令(法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令)で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第六条 機構は、法第十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下この条から第八条までにおいて「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業

年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第七条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第八条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一 法第十八条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 一般会計

二 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 財政投融资特別会計の投資勘定

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第九条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第六条第一項及び第七条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(中小企業基盤整備債券の形式)

第十条 中小企業基盤整備債券は、無記名利札付きとする。

(中小企業基盤整備債券の発行の方法)

第十一条 中小企業基盤整備債券の発行は、募集の方法による。

(中小企業基盤整備債券申込証)

第十二条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、中小企業基盤整備債券申込証にその引き受けようとする中小企業基盤整備債券の

数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。

3 中小企業基盤整備債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小企業基盤整備債券の名称
- 二 中小企業基盤整備債券の総額
- 三 各中小企業基盤整備債券の金額
- 四 中小企業基盤整備債券の利率
- 五 中小企業基盤整備債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 中小企業基盤整備債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（中小企業基盤整備債券の引受け）

第十三条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が中小企業基盤整備債券を引き受ける場合又は中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社が自ら中小企業基盤整備債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替中小企業基盤整備債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

（中小企業基盤整備債券の成立の特則）

第十四条 中小企業基盤整備債券の応募総額が中小企業基盤整備債券の総額に達しないときでも中小企業基盤整備債券を成立させる旨を中小企業基盤整備債券申込証に記載したときは、その応募額をもって中小企業基盤整備債券の総額とする。

（中小企業基盤整備債券の払込み）

第十五条 中小企業基盤整備債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各中小企業基盤整備債券についてその全額の払込みをさせなければならぬ。

(債券の発行)

第十六条 機構は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業基盤整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十二条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(中小企業基盤整備債券原簿)

第十七条 機構は、主たる事務所に中小企業基盤整備債券原簿を備えて置かなければならない。

2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の発行の年月日

二 中小企業基盤整備債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、中小企業基盤整備債券の数及び番号)

三 第十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第十八条 中小企業基盤整備債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十九条 機構は、法第二十二條第一項の規定により中小企業基盤整備債券の発行の認可を受けようとするときは、中小企業基盤整備債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の発行を必要とする理由

二 第十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 中小企業基盤整備債券の募集の方法

四 中小企業基盤整備債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする中小企業基盤整備債券申込証

二 中小企業基盤整備債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 中小企業基盤整備債券の引受けの見込みを記載した書面

(内閣総理大臣への権限の委任)

第二十条 法第二十六条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第十五条第一項第三号、第四号、第八号、第十一号及び第十三号に規定する資金の貸付けの業務（同項第八号、第十一号及び第十三号に規定する資金の貸付けの業務に附帯する業務を含む。）に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第二十一条 法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 前項の権限で機構の従たる事務所又は法第二十六条第一項に規定する受託者の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して、立入検査を行うことができる。

(他の法令の準用)

第二十二条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項

二 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十三条

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条

五 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

- 六 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号
 - 七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号
 - 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条
 - 九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）
 - 十 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項
 - 十一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条、第一百六条及び第一百七条（これらの規定を船舶登記令（平成十七年政令第一号）第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）
 - 十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三條第一項第三号
 - 十三 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九條第二項（これらの規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）
 - 十四 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四條において準用する場合を含む。）
 - 十五 船舶登記令第十三條第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十七條第一項第四号（同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。）及び第二項
 - 2 前項の規定により不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三條第二項及び第二十七條第二項の規定を準用する場合には、これらの規定中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人中小企業基盤整備機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。
- 第二十三條 勅令及び政令以外の命令であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年六月一日から施行する。

（地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る業務を行う期限等）

第二条 法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第八条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定」とあるのは、「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する特別の勘定」とする。

(地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第三条 経済産業大臣は、法附則第五条第五項の規定により機構が財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第五条第一項及び第二項の業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の提出があつた日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

第四条 削除

(地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る業務を行う期限等)

第五条 法附則第六条第二項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第六条第一項から第四項までに規定する業務を行う場合において、法附則第十四条の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項に規定する積立金に係る同条第三項に規定する残余があるときの同項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

(地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る国庫に納付すべき金額等)

第六条 法附則第六条第六項に規定する国庫に納付すべき金額は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

2 法附則第六条第六項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

3 附則第三条の規定は、法附則第六条第六項の規定により機構が納付金を納付する場合について準用する。この場合において、附則第三条第一項中「財政投融資特別会計の投資勘定」とあるのは「国庫」と、同条第二項中「附則第五条第一項及び第二項」とあるのは「附則第六条第一項から第四項まで」と、同条第三項中「財政投融資特別会計の投資勘定」とあるのは「国庫」と読み替えるものとする。

(特定施設整備等経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第七条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の二第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」

という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(特定施設整備等経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第八条 法附則第十三条の二第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第九条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の三第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第十条 法附則第十三条の三第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

(産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第十一条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の四第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の七に規定する業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第十二条 法附則第十三条の四第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

附 則 (平成一六年一二月一五政令第三九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一三日政令第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一七年四月一三日)

附 則 (平成一七年五月二五日政令第一八二号)

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年九月九日政令第二九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年五月二四日政令第二〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(以下「廃止法」という。)の施行の日(平成十八年五月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二〇年一月一日)

附 則 (平成一九年三月三十一日政令第一二四号) 抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月六日)から施行する。

附 則 (平成一九年二月一日政令第三六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二十九日政令第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。

)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二一年一月五日)

附 則 (平成二〇年一月三十一日政令第三三八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

附 則 (平成二一年六月一二日政令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附 則 （平成二十四年三月三十一日政令第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年一月一五日政令第六号）

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二十七年三月一八日政令第七四号） 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年七月三十一日政令第二八二号）

この政令は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成二十八年三月一日政令第六一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二十八年六月三〇日政令第二四八号）

この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二十八年九月七日政令第二九六号）

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二十九年七月二八日政令第二一〇号）

この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月三十一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年七月六日政令第一九九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則 （令和元年七月一二日政令第五八号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則 （令和二年九月四日政令第二六八号）

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附 則 （令和二年九月一六日政令第二八六号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条において「機構」という。）が行っている第三条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項に規定する資金の貸付け（同項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業に係るものに限る。）及び同条第三項に規定する資金の貸付け（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際現に機構が行っている改正法第六条の規定による改正前の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付けの業務（これに附帯する業務を含む。）に係る損失の危険の管理に関する主務大臣の権限の委任については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年一月一日政令第三二一号）

この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）

法人税法施行令をここに公布する。

法人税法施行令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条―第十四条の五）

第一章の二 連結納税義務者（第十四条の六―第十四条の九）

第二章 法人課税信託（第十四条の十）

第二章の二 課税所得等の範囲等（第十四条の十一）

第三章 所得の帰属に関する通則（第十五条）

第四章 納税地（第十六条―第十八条）

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 各事業年度の所得の金額の計算

第一款 益金の額の計算

第一目 収益の額（第十八条の二）

第一目の二 受取配当等（第十九条―第二十三条）

第二目 資産の評価益（第二十四条・第二十四条の二）

第三目 還付金等（第二十五条―第二十七条）

第二款 損金の額の計算

第一目 棚卸資産の評価の方法（第二十八条―第三十一条）

第二目 棚卸資産の取得価額（第三十二条・第三十三条）

第三目及び第四目 削除

第五目 減価償却資産の償却の方法（第四十八条―第五十三条）

- 第六目 減価償却資産の取得価額等（第五十四条―第五十七条）
 - 第七目 減価償却資産の償却限度額等（第五十八条―第六十三条）
 - 第七目の二 減価償却資産の償却費の計算の細目（第六十三条の二）
 - 第八目 繰延資産の償却（第六十四条―第六十七条）
 - 第九目 資産の評価損（第六十八条―第六十八条の三）
 - 第十目 役員との給与等（第六十九条―第七十二条の三）
 - 第十一目 寄附金（第七十三条―第七十八条）
 - 第十一目の二 第二次納税義務に係る納付税額（第七十八条の二）
 - 第十一目の三 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等（第七十八条の三）
 - 第十二目 圧縮記帳（第七十九条―第九十五条）
 - 第十三目 貸倒引当金（第九十六条―第一百一条）
 - 第十三目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第一百一条の二・第一百一条の三）
 - 第十三目の三 不正行為等に係る費用等（第一百一条の四）
 - 第十四目 繰越欠損金（第一百十二条―第一百八条）
 - 第十五目 契約者配当金（第一百八条の二）
 - 第十六目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第一百八条の三）
- 第二款の二 利益の額又は損失の額の計算
- 第一目 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額（第一百八条の四―第一百八条の十一）
 - 第一目の二 有価証券の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額（第一百九条―第一百九条の十六）
 - 第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第二十條）
 - 第三目 ヘッジ処理における有効性判定等（第二十一条―第二十一条の十一）
 - 第四目 外貨建資産等の換算等（第二十二條―第二十二條の十一）
 - 第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第二十二條の十二・第二十二條の十三）
 - 第六目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十二條の十四）
- 第二款の三 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十二條の十五―第二十三條の十一）

第三款 収益及び費用の帰属事業年度の特例

第一目 リース譲渡（第二百二十四条―第二百二十八条）

第二目 工事の請負（第二百二十九条―第二百三十一条）

第三款の二 リース取引（第二百三十一条の二）

第三款の三 法人課税信託に係る所得の金額の計算（第二百三十一条の三）

第三款の四 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二百三十一条の四―第二百三十一条の六）

第四款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

第一目 資本的支出（第二百三十二条）

第二目 少額の減価償却資産等（第二百三十三条―第二百三十四条）

第三目 確定給付企業年金の掛金等（第二百三十五条・第二百三十六条）

第三目の二 金銭債務の償還差損益（第二百三十六条の二）

第三目の三 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第二百三十六条の三）

第四目 借地権等（第二百三十七条―第二百三十九条）

第五目 償還有価証券の調整差益又は調整差損（第二百三十九条の二）

第六目 一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例（第二百三十九条の三・第二百三十九条の三の二）

第七目 資産に係る控除対象外消費税額等（第二百三十九条の四・第二百三十九条の五）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第二百三十九条の六―第二百四十条）

第二款 税額控除（第二百四十条の二―第二百五十条）

第三節 申告及び還付（第二百五十条の二―第二百五十四条の三）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 各連結事業年度の連結所得の金額の計算

第一款 個別益金額又は個別損金額（第二百五十五条―第二百五十五条の六）

第二款 受取配当等（第二百五十五条の七―第二百五十五条の十一）

第三款 外国税額等（第二百五十五条の十一の二―第二百五十五条の十二の二）

第四款 寄附金（第一百五十五条の十三―第一百五十五条の十六）

第五款 所得税額等（第一百五十五条の十七―第一百五十五条の十八の二）

第六款 繰越欠損金（第一百五十五条の十九―第一百五十五条の二十二）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第一百五十五条の二十三―第一百五十五条の二十五の二）

第二款 税額控除（第一百五十五条の二十六―第一百五十五条の四十二）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第一百五十五条の四十三―第一百五十五条の四十六）

第三節 申告及び還付（第一百五十五条の四十七―第一百五十六条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第五十六条の二―第七十二条）

第三章 更正及び決定（第七十三条―第七十五条）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第七十六条―第八十三条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第八十四条―第九十条の二）

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第九十一条）

第三節 税額の計算（第九十二条―第二百一条の二）

第四節 申告及び還付（第二百二条―第二百六条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第二百七条）

第四章 更正及び決定（第二百八条―第二百十条）

第四編 雑則（第二百十一条）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（定義）

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普

通法人」、「同族会社」、「被合併法人」、「合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「現物出資法人」、「被現物出資法人」、「現物分配法人」、「被現物分配法人」、「株式交換完全子法人」、「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」、「株式移転完全子法人」、「株式移転完全親法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「連結法人」、「投資法人」、「特定目的会社」、「支配関係」、「完全支配関係」、「連結完全支配関係」、「適格合併」、「分割型分割」、「分社型分割」、「適格分割」、「適格分型分割」、「適格分社型分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「株式分配」、「適格株式分配」、「適格株式交換等」、「適格株式移転」、「恒久的施設」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本金等の額」、「連結個別資本金等の額」、「利益積立金額」、「連結個別利益積立金額」、「連結所得」、「欠損金額」、「連結欠損金額」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「合同運用信託」、「証券投資信託」、「集団投資信託」、「法人課税信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「連結中間申告書」、「連結確定申告書」、「修正申告書」、「更正請求書」、「中間納付額」、「更正」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ法人税法（以下「法」という。）第二条第一号から第四号まで、第六号から第九号まで、第十号から第十六号まで、第十七号の二、第十八号、第十八号の三から第二十七号まで、第二十九号から第三十二号まで、第三十六号から第三十九号まで又は第四十一号から第四十三号まで（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、被合併法人、合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人、被現物分配法人、株式交換完全子法人、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、株式移転完全子法人、株式移転完全親法人、連結親法人、連結子法人、連結法人、投資法人、特定目的会社、支配関係、完全支配関係、連結完全支配関係、適格合併、分型分割、分社型分割、適格分割、適格分型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格現物分配、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等、適格株式移転、恒久的施設、収益事業、株主等、役員、資本金等の額、連結個別資本金等の額、利益積立金額、連結個別利益積立金額、連結所得、欠損金額、連結欠損金額、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、合同運用信託、証券投資信託、集団投資信託、法人課税信託、中間申告書、確定申告書、連結中間申告書、連結確定申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、中間納付額、更正、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一 物品販売業（動植物その他通常物品といわれないものの販売業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第四号（業務の範囲）に掲げる業務として行

うものを除く。)

二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 次に掲げる法人で、その業務が地方公共団体の管理の下に運営されているもの（以下この項において「特定法人」という。）の行う不動産販売業

(1) その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が当該地方公共団体により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(2) その拠出をされた金額の二分の一以上の金額が当該地方公共団体により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

(3) その社員総会における議決権の全部が(1)又は(2)に掲げる法人により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(4) その拠出をされた金額の全額が(1)又は(2)に掲げる法人により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人
ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第二十三条第一号及び第二号（業務）に掲げる業務として行う不動産販売業

ハ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第一項第二号（業務の特例）に掲げる業務として行う不動産販売業

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第八号（業務の範囲）及び附則第八条の八第一号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の規定に基づく業務として行う不動産販売業

ホ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項（民間都市開発推進機構の指定）に規定する民間都市開発推進機構（次号ト及び第五号トにおいて「民間都市開発推進機構」という。）が同法第四条第一項第一号（機構の業務）（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条（民間都市開発法の特例）又は第百四条（民間都市開発法の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号トにおいて同じ。）及び民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項第一号（機構の業務の特例）に掲げる業務並びに同条第十項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく業務として行う不動産販売業

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第二条第一項（業務の特例）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第五条（業務の特例）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十三号並びに第二項第七号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ハ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う同令第七十三条第一項第五号へ（特定退職金共済団体の要件）に掲げる貸付金に係る金銭貸付業

ニ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ホ 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）に掲げる業務として行う金銭貸付業

ヘ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第六条第一項（探鉱貸付経過業務）及び第九条第二項（鉱工業承継業務）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業

チ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業

四 物品貸付業（動植物その他通常物品といわないものの貸付業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 土地改良事業団体連合会が会員に対し土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十一条の九（事業）に掲げる事業として行う物品貸付業

ロ 特定法人が農業若しくは林業を営む者、地方公共団体又は農業協同組合、森林組合その他農業若しくは林業を営む者の組織する団体（以下この号及び第十号ハにおいて「農業者団体等」という。）に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う物品貸付業

五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 特定法人が行う不動産貸付業

ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三条第一号及び第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業

- ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人が同法第二条第三項第八号（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業
- ニ 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項（法人格）に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業
- ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業
- ヘ 主として住宅の用に供される土地の貸付業（イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。）で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの
- ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- チ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- リ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び附則第八条の八第一号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業
- 六 製造業（電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務として行うものを除く。）
- 七 通信業（放送業を含む。）
- 八 運送業（運送取扱業を含む。）
- 九 倉庫業（寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第三十一号の事業に該当するものを除く。）
- 十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの
 - イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件に該当するもの
 - ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第百十一条の九に掲げる事業として行う請負業
 - ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う請負業
- ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（その委託に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部若しくは一部が当該学校法人に帰属する旨又は当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められているものに限る。）

- 十一 印刷業
- 十二 出版業（特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く。）
- 十三 写真業
- 十四 席貸業のうち次に掲げるもの
 - イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業
 - ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業
 - (2) 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われる席貸業
 - (3) 私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業
- 十四 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのものうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの
- 十五 旅館業
- 十六 料理店業その他の飲食店業
- 十七 周旋業
- 十八 代理業
- 十九 仲立業
- 二十 問屋業
- 二十一 鉱業
- 二十二 土石採取業
- 二十三 浴場業
- 二十四 理容業
- 二十五 美容業

二十六 興行業

二十七 遊技所業

二十八 遊覧所業

二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 日本赤十字社が行う医療保健業

ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業

ハ 私立学校法第三条に規定する学校法人が行う医療保健業

ニ 全国健康保険協会、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が行う医療保健業

ホ 国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う医療保健業

ヘ 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う医療保健業

ト 日本私立学校振興・共済事業団が行う医療保健業

チ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人が行う医療保健業（同法第四十条二条（附帯業務）の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び同項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）

リ 公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「公益社団法人等」という。）で、結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項（健康診断）並びに第五十三条の二第一項及び第三項（定期の健康診断）の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項（市町村長が行う予防接種）及び第六条第一項（臨時に行う予防接種）の規定に基づく予防接種に限る。）及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うもののうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部であるものを行う当該健康診断及び予防接種に係る医療保健業

ヌ 公益社団法人等が行うハンセン病患者の医療（その医療費の全額が国の補助によつて行われるものに限る。）に係る医療保健業

ル 公益社団法人若しくは公益財団法人で専ら学術の研究を行うもの又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人で専ら学術の研究を行い、かつ、当該研究を円滑に行うための体制が整備されているものとして財務省令で定めるものがこれらの学術の研究に付随して行う医療保健業

ロ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団

体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ 一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する法別表第二に掲げる農業協同組合連合会が行う医療保健業

カ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第一項（指定等）の規定による指定を受けたものが、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第四項（定義）に規定する訪問看護、同法第八条の二第三項（定義）に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する指定訪問看護又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第二条第四項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。）のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。）を行う事業

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校、同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの

ロ イに規定する学校、専修学校又は各種学校において行われる学力の教授で財務省令で定めるもの

ハ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条（通信教育の認定）の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育として行う技芸の教授又は学力の教授

ニ 美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項（理容師試験）又は美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第四条第三項（美容師試験）の規定により都道府県知事の指定を受けた施設において養成として行う技芸の教授で財務省令で定めるもの並びに当該施設

設に設けられた通信課程に係る通信及び添削による指導を専ら行う法人の当該指導として行う技芸の教授

ホ 技芸に関する国家試験（法令において、国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。ホにおいて同じ。）を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、試験、検定その他これらに類するもの（ホにおいて「試験等」という。）を受けることが要件とされている場合における当該試験等をいう。）の実施に関する事務（法令において当該国家資格を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、登録、免許証の交付その他の手続（ホにおいて「登録等」という。）を経ることが要件とされている場合における当該登録等を含む。ホにおいて「国家資格付与事務」という。）を行う者として法令において定められ、又は法令に基づき指定された法人が法令に基づき当該国家資格付与事務として行う技芸の教授（国の行政機関の長又は地方公共団体の長が当該国家資格付与事務に関し監督上必要な命令をすることができるものに限る。）で、次のいずれかの要件に該当するもの

(1) その対価の額が法令で実費を勘案して定めることとされているものであること又はその対価の額が当該国家資格付与事務の処理のために必要な費用の額を超えないと見込まれるものであること。

(2) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長以外の者で当該国家資格付与事務を行う者が、公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人に限られていることが法令で定められているものであること。

三十一 駐車場業

三十二 信用保証業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）その他財務省令で定める法令に基づき行われる信用保証業

ロ イに掲げる信用保証業以外の信用保証業で、その保証料が低額であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの

三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の譲渡又は提供（以下この号において「無体財産権の提供等」という。）のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業

イ 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対して行われる無体財産権の提供等

ロ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構その他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等

ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定める

ものが行う無体財産権の提供等

三十四 労働者派遣業（自己の雇用する者その他の者を、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために当該他の者の行う事業に従事させる事業をいう。）

2 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。

- 一 公益社団法人又は公益財団法人が行う前項各号に掲げる事業のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業に該当するもの
- 二 公益法人等が行う前項各号に掲げる事業のうち、その事業に従事する次に掲げる者がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条（身体障害者）に規定する身体障害者
 - ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定により生活扶助を受ける者
 - ハ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者として判定された者
 - ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ホ 年齢六十五歳以上の者
- ヘ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項（定義）に規定する配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条（扶養義務者）の規定により現に母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第三項に規定する児童を扶養しているもの又は同条第四項に規定する寡婦（次号ロにおいて「寡婦」という。）
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体が行う前項各号に掲げる事業のうち母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第六条第一項各号（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）に掲げる事業で、次に掲げるもの
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十四条（母子・父子福祉団体に対する貸付け）（同法第三十一条の六第四項（父子福祉資金の貸付け）又は第三十二条第四項（寡婦福祉資金の貸付け）において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の貸付けに係る事業のうち、その貸付けの日から当該貸付金の最終の償還日までの期間内の日の属する各事業年度において行われるもの

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条第一項（売店等の設置の許可）に規定する公共的施設内において同条第二項の規定に従って行われている事業（同法第三十四条第二項（売店等の設置の許可等）の規定により寡婦をその業務に従事させて行われているものを含む。）

四 保険業法（平成七年法律第五号）第二百五十九条（目的）の保険契約者保護機構が同法第二百六十五条の二十八第一項第五号（業務）に掲げる業務として行う事業

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

附 則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条 大臣官房は、第二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（以下この号及び次号において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行に関する事。

二 本府の所掌に係る特例民法法人の監督に関する事務の連絡調整に関する事。

2 大臣官房は、第二条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）がその効力を有する間、革新的事業活動評価委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（政策統括官の職務の特例）

第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関する事務を分掌する。

2 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

期限	事務
令和四年三月三十一日	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）</p>

	<p>沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に關すること（同法第五十五条の三第二項の交付金（同法第五十五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第一百六条第一項、第一百七条第一項及び第一百八条第一項の規定による協議に關することを除く。）。</p>
<p>株式会社産業再生機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>一 株式会社産業再生機構に關する次に掲げる事項の認可に關すること。 イ 設立 ロ 定款の変更の決議 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 合併、分割及び解散の決議</p> <p>二 株式会社産業再生機構に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。</p>
<p>株式会社地域経済活性化支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>一 株式会社地域経済活性化支援機構に關する次に掲げる事項の認可に關すること。 イ 設立 ロ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議 ホ 合併、分割及び解散の決議</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。</p>
<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に關する次に掲げる事項の認可に關すること。 イ 設立 ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議</p>

ホ 合併、分割及び解散の決議
二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(政策統括官の職務についての読替え)

第四条 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ト中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(7)及び(23)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中(22) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に規定すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に規定すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に規定すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」とあるのは「(22) 削除」とする。

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法

- 「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関するイ 設立
- ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定
- ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
- ニ 定款の変更の決議
- ホ 合併、分割及び解散の決議
- 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に

附則第二条第四項に規定する政令で定める日の項下欄中
「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
とあるのは、イ 設立
ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設

立すること
二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関する

とする。

立時監査役の選任及び解任

こと（前号に係る部分に限る。）」

（大臣官房企画調整課の所掌事務の特例）

第七条 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第一号に掲げる事務をつかさどる。

2 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、生産性向上特別措置法がその効力を有する間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

（大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例）

第八条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第二号に掲げる事務をつかさどる。

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）

経済産業省組織令をここに公布する。

経済産業省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）及び経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局の設置等（第二条―第九条）

第二款 特別な職の設置等（第十条―第十三条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第十四条―第二十条）

第二目 経済産業政策局（第二十一条―第三十四条）

- 第三目 通商政策局（第三十五条―第四十四条）
- 第四目 貿易経済協力局（第四十五条―第五十五条）
- 第五目 産業技術環境局（第五十六条―第六十五条）
- 第六目 製造産業局（第六十六条―第七十九条）
- 第七目 商務情報政策局（第八十条―第九十六条）
- 第三節 審議会等（第九十七条―第一百条）
- 第四節 施設等機関（第一百一条）
- 第五節 地方支分部局
 - 第一款 経済産業局（第一百二条・第一百三二条）
 - 第二款 産業保安監督部等（第一百三二条の二・第一百三二条の三）
- 第二章 外局
 - 第一節 資源エネルギー庁
 - 第一款 特別な職（第一百四二条）
 - 第二款 内部部局
 - 第一目 長官官房及び部の設置等（第一百五二条―第一百五九条）
 - 第二目 課の設置等（第一百〇二条―第一百三三二条）
 - 第二節 特許庁
 - 第一款 特別な職（第一百三四二条）
 - 第二款 内部部局（第一百三五二条―第一百四三二条）
 - 第三款 審議会等（第一百四四二条・第一百四五二条）
 - 第三節 中小企業庁
 - 第一款 特別な職（第一百四六二条）
 - 第二款 内部部局
 - 第一目 長官官房及び部の設置等（第一百四七二条―第一百五〇二条）
 - 第二目 課の設置等（第一百五一二条―第一百五六三二条）

附則

第一章 本省

第一節 秘書官

(秘書官の定数)

第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局の設置等

(大臣官房及び局の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の六局を置く。

経済産業政策局

通商政策局

貿易経済協力局

産業技術環境局

製造産業局

商務情報政策局

2 通商政策局に通商機構部を、貿易経済協力局に貿易管理部をそれぞれ置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 経済産業省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 六 経済産業省の保有する情報の公開に関すること。
- 七 経済産業省の保有する個人情報保護に関すること。

- 八 経済産業省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 九 経済産業省の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 十 経済産業省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
 - 十一 経済産業省の行政の考査に関すること。
 - 十二 国会との連絡に関すること。
 - 十三 広報に関すること。
 - 十四 経済産業省の機構及び定員に関すること。
 - 十五 経済産業省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 十六 経済産業省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 十七 経済産業省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
 - 十八 東日本大震災復興特別会計の経理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
 - 十九 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
 - 二十 経済産業省の情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 二十一 国立国会図書館支部経済産業省図書館に関すること。
 - 二十二 経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。
 - 二十三 商鉱工業に関する統計調査に関すること。
 - 二十四 経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。
 - 二十五 経済産業省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 二十六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (経済産業政策局の所掌事務)
- 第四条 経済産業政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 経済構造改革の推進に関すること。
 - 二 民間の経済活力の向上を図る観点から必要な経済財政諮問会議において行われる経済全般の運営の基本方針の審議に係る企画及び立案への参画に関し、経済産業省の所掌に係る政策の企画を行うこと。

- 三 産業構造の改善に関すること。
- 四 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。
- 五 市場における経済取引に係る準則の整備に関すること。
- 六 工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること（特許庁及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 第三号から前号までに掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること（特許庁、産業技術環境局及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 経済産業省の所掌事務に関する調査に関する事務の総括に関すること。
- 九 経済産業省の所掌事務に関する内外経済事情及び経済政策の調査に関すること。
- 十 経済産業省の所掌事務に関する経済に関する長期計画に関すること。
- 十一 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること（大臣官房及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（資源エネルギー庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 経済産業省の所掌に係る物資（電力を含む。次号及び第十五号において同じ。）の総合的な需給の調整に関すること。
- 十四 経済産業省の所掌に係る物資の需給の調整に関する事務の総括に関すること。
- 十五 経済産業省の所掌に係る物資の価格に関する事務の総括に関すること。
- 十六 経済産業省の所掌事務に係る価格の統制に関すること。
- 十七 経済産業省の所掌に係る金融上の措置に関する事務の総括に関すること。
- 十八 経済産業省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。
- 十九 経済産業省の所掌に係る人材に関する事務の総括に関すること。
- 二十 経済産業省の所掌事務のうち地域に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十一 産業立地に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 工業用水道事業の助成及び監督に関すること。
- 二十三 地域における商鉱工業一般の振興に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十四 経済産業省の所掌事務に関する地方情勢に関する調査に関すること。
- 二十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十六 独立行政法人経済産業研究所の組織及び運営一般に関すること。

二十七 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の調整に関する事。

二十八 商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営一般に関する事。

二十九 産業構造審議会の庶務に関する事。

三十 経済産業局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあつては、経済産業局において所掌することとされている事務に限る。以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関する事。

三十一 経済産業局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関する事。

三十二 経済産業局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関する事。

三十三 経済産業局の経費の概算の調整及び配賦に関する事。

三十四 経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関する事。

（通商政策局の所掌事務）

第五条 通商政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 通商に関する政策及び手続に関する事。

二 通商に関する協定又は取決めの実施に関する事（貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）。

三 通商に関する調査に関する事務の総括に関する事。

四 通商経済上の国際協力に関する事（資源エネルギー庁及び貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）。

五 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関する事。

六 独立行政法人日本貿易振興機構の組織及び運営一般に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、通商に関する事（貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）。

八 経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事（貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）。

2 通商機構部は、前項第二号、第四号及び第七号に掲げる事務並びに同項第五号に掲げる事務をつかさどる。

一 通商に関する多数国間の協定又は取決めの実施に関する事務の総括に関する事。

二 通商に関する多数国間の国際機関及び国際会議に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、通商に関する多数国間の協定又は取決めに係るもの及び国際商品協定の実施に係るものを除く。）。

(貿易経済協力局の所掌事務)

第六条 貿易経済協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること（産業技術環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力を係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関すること。
- 三 通商経済上の経済協力に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
- 四 貿易保険に関すること。
- 五 通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。
- 六 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（防衛省の所掌に属するものを除く。）。
- 七 前各号に掲げるもののほか、通商の振興に関すること。
- 八 経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。
- 九 経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること。
- 十 経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済協力（地域協力を係るものを除く。）に関する事務の総括に関すること。
- 2 貿易管理部は、前項第一号に掲げる事務のうち輸出及び輸入の管理に関する事務、同項第五号及び第六号に掲げる事務並びに同項第九号に掲げる事務のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

(産業技術環境局の所掌事務)

第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る技術に関する事務の総括に関すること。
- 二 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価に関すること。
- 三 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する調査に関する事務の総括に関すること。
- 四 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する総合的な調査に関すること。
- 五 民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること（特許庁の所掌に属するものを除く。）。
- 六 鉱工業の科学技術に関する総合的な政策に関すること。
- 七 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。

- 八 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- 九 前三号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十 経済産業省の所掌に係る基準・認証制度（技術上の基準及び当該基準に対する適合性の確認に関する手続を定めた制度をいう。以下同じ。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十一 産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること。
- 十二 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。
- 十四 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十五 経済産業省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十六 経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。
- 十七 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十八 経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十九 経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の施行に関すること。
- 二十一 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の施行に関すること。
- 二十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に関すること。
- 二十三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関すること。
- 二十四 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）の施行に関すること（輸出移動書類（同法第五条第一項に規定する輸出移動書類をいう。以下同じ。）及び輸入移動書類（同法第九条第一項に規定する輸入移動書類をいう。以下同じ。）に関することを除く。）。
- 二十五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）の施行に関すること。
- 二十六 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の施行に関すること。
- 二十七 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に関すること。
- 二十八 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関すること。

二十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

三十 独立行政法人製品評価技術基盤機構の組織及び運営一般に関すること。

三十一 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

三十二 計量行政審議会の庶務に関すること。

(製造産業局の所掌事務)

第八条 製造産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（資源エネルギー庁及び商務情報政策局の所掌に属するものを除き、航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）。

鉄鋼、鉄鋼製品、軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属、非鉄金属製品、金属くず、化学工業品、機械器具、鑄造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品及びこれらに類するもの（農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲及び木竹製品並びに土木建築材料（木材を除く。）を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。）

二 非鉄金属（核燃料物質を除く。）の回収及び再生に関すること。

三 住宅設備機器及びインテリア用品に関する事務の総括に関すること。

四 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること。

六 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品（以下「鉄道車両等」という。）の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

七 化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。

八 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

九 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

十 製造産業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

十二 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち宇宙の利用に関するものの総括に関すること。

(商務情報政策局の所掌事務)

第九条 商務情報政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報処理の促進に関すること。
- 二 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること。
- 三 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(製造産業局の所掌に属するものを除く。)、
化学工業品(生物化学の知見を利用して製造されるものに限る。)、情報通信機器、電子機器(電子計算機及びその関連装置を除く。)、
電気機器、事務用機械、医療用機械器具、福祉用具及びレコードその他情報記録物並びにこれらに類するもの(油脂製品及び化粧品を含み
、化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。)
- 四 経済産業省の所掌に係るサービス業に関する事務の総括に関すること。
- 五 経済産業省の所掌事務のうち医療に関連する技術に関する研究及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 六 経済産業省の所掌に係る事業のうち生活文化の創造に関連するものに関する事務の総括に関すること。
- 七 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。
- 八 通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。
- 九 商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関すること(経済産業政策局の所掌に属するものを除く。)
- 十 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に関すること(経済産業政策局の所掌に属するものを除く。)
- 十一 物資の流通(輸送、保管及び保険を含む。)の効率化及び適正化に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。
- 十二 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 十三 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること。
- 十四 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること(経済産業政策局の所掌に属するものを除く。)
- 十五 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安(以下「産業保安」という。)の確保に関すること。
- 十六 事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。
- 十七 商務情報政策局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十八 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち生物化学の知見の利用に関するもの総括に関すること。
- 十九 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の施行に関すること。
- 二十 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)の施行に関すること。

二十一 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の施行に関する
こと。

二十二 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

二十三 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

二十四 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

二十五 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

二十六 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

第二款 特別な職の設置等

（官房長）

第十条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

第十一条 削除

（総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域経済産業審議官、技術総括・保安審議官、商務・サービス審議官、原子力事故災害対処審議官及び審議官）

第十二条 大臣官房に、総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域経済産業審議官一人、技術総括・保安審議官一人、商務・サービス審議官一人、原子力事故災害対処審議官一人及び審議官十七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策立案総括審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 公文書監理官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうちサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第八十三条において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務

に関する事務を総括整理する。

6 地域経済産業審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち地域に関するものの企画及び立案に関する事務並びに産業立地及び地域における商鉱工業一般の振興に関するものの企画及び立案に関する事務並びにその関係事務を総括整理する。

7 技術総括・保安審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち技術に関するものの企画及び立案に参画し、及び経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち技術に関するものの調整に関する事務を総括整理するとともに、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち保安（産業保安及び製品の安全をいう。）の確保に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8 商務・サービス審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち商業、商一般、一般消費者の利益の保護及びサービス業に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

9 原子力事故災害対処審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち原子力事故災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。）への対処（原子力事故災害からの福島県の区域その他の区域の復興及び再生に係る取組を含む。）に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

10 審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、及び関係事務を総括整理する。
（参事官）

第十三条 大臣官房に、参事官十五人を置く。

2 参事官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

（大臣官房に置く課等）

第十四条 大臣官房に、次の五課及び参事官三人を置く。

秘書課

総務課

会計課

政策評価広報課

情報システム厚生課

（秘書課の所掌事務）

第十五条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。
- 四 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。
- 五 経済産業研修所の組織及び運営一般に関すること。

(総務課の所掌事務)

第十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 経済産業省の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 法令案及び例規案の審査及び進達に関すること。
- 四 国会との連絡に関すること。
- 五 経済産業省の事務能率の増進に関すること。
- 六 機構及び定員に関すること。
- 七 経済産業省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

第十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 経済産業省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 五 旧貿易特別会計及び旧米国対日援助物資等処理特別会計の清算に関すること。

(政策評価広報課の所掌事務)

第十八条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 二 行政の考査に関すること。
- 三 広報に関すること。
- 四 独立行政法人その他の法人に関する事務の総括に関すること。

(情報システム厚生課の所掌事務)

第十九条 情報システム厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 三 公文書類の審査及び進達に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。
 - 四 官報掲載に関すること。
 - 五 経済産業省の保有する情報の公開に関すること。
 - 六 経済産業省の保有する個人情報情報の保護に関すること。
 - 七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
 - 八 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により経済産業省に設けられた共済組合に関すること。
 - 九 職員(経済産業省の所掌する独立行政法人の職員を含む。)に貸与する宿舍に関すること。
 - 十 経済産業省所管の建築物の営繕に関すること。
 - 十一 庁内の管理に関すること。
 - 十二 職員の執務能率の増進に必要な施設の運用に関すること。
 - 十三 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
 - 十四 国立国会図書館支部経済産業省図書館に関すること。
- (参事官の職務)
- 第二十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。
 - 二 商鉱工業に関する統計調査に関すること。

三 経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。

第二目 経済産業政策局

(経済産業政策局に置く課等)

第二十一条 経済産業政策局に、次の十課及び参事官一人を置く。

総務課

調査課

産業構造課

産業組織課

産業創造課

産業資金課

企業行動課

地域経済産業政策課

地域企業高度化推進課

地域産業基盤整備課

(総務課の所掌事務)

第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 経済構造改革の推進に関すること。

三 民間の経済活力の向上を図る観点から必要な経済財政諮問会議において行われる経済全般の運営の基本方針の審議に係る企画及び立案への参画に関し、経済産業省の所掌に係る政策の企画を行うこと。

四 市場における経済取引に係る準則の整備に関する事務の総括に関すること。

五 前号に掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること(特許庁、産業技術環境局及び商務情報政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

六 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること(商務情報政策局の所掌に属するものを除く)。

七 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること(調査課、産業創造課、企業行動課及び参事官の所掌

に属するものを除く。)

八 商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営一般に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、経済産業政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査課の所掌事務)

第二十三条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業省の所掌事務に関する調査に関する事務の総括に関すること。

二 経済産業省の所掌事務に関する内外経済事情及び経済政策の調査に関すること。

三 経済産業省の所掌に係る事業に関する総合的な調査に関すること。

四 経済産業省の所掌事務に関する経済に関する長期計画に関すること。

五 経済産業省の所掌に係る物資(電力を含む。次号において同じ。)の総合的な需給の調整に関すること。

六 経済産業省の所掌に係る物資の需給の調整に関する事務の総括に関すること。

七 経済産業省の所掌に係る価格に関する事務の総括に関すること。

八 経済産業省の所掌事務に係る価格の統制に関すること。

(産業構造課の所掌事務)

第二十四条 産業構造課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 産業構造の改善に関すること。

二 独立行政法人経済産業研究所の組織及び運営一般に関すること。

三 産業構造審議会の庶務に関すること。

(産業組織課の所掌事務)

第二十五条 産業組織課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。

二 不正競争の防止に関すること。

三 工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること(特許庁及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。)

(産業創造課の所掌事務)

第二十六条 産業創造課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 産業活動の創造に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 二 産業活動の革新に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 三 産業活動の再生に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (産業資金課の所掌事務)

第二十七条 産業資金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る金融上の措置に関する事務の総括に関すること。
- 二 経済産業省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。
- 三 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五百一十一号）に規定する破綻金融機関等関連特別保険等に関すること。
- 四 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）の施行に関すること（製造産業局及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の調整に関すること。

(企業行動課の所掌事務)

第二十八条 企業行動課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る事業に関する経営管理の改善及び能率の向上並びに企業行動の適正化に関する事務の総括に関すること。
- 二 経済産業省の所掌に係る事業の経理に関する事務の総括に関すること。
- 三 経済産業省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。
- 四 経済産業省の所掌に係る事業の労務に関する事務の総括に関すること。

(参事官の職務)

第二十九条 参事官は、経済産業省の所掌に係る人材に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

(地域経済産業政策課の所掌事務)

第三十条 地域経済産業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌事務のうち地域に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 経済産業省の所掌事務に関する地方情勢に関する調査に関すること。
- 三 経済産業局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

- 四 経済産業局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関する事。
- 五 経済産業局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関する事。
- 六 経済産業局の経費の概算の調整及び配賦に関する事。
- 七 経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関する事。

(地域企業高度化推進課の所掌事務)

第三十一条 地域企業高度化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域における企業の事業活動の高度化の推進に関する事(商務情報政策局の所掌に属するものを除く。)
 - 二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の施行に関する事(工場立地に伴う公害の防止に関する調査に関するものを除く。)
 - 三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の施行に関する事。
- (地域産業基盤整備課の所掌事務)

第三十二条 地域産業基盤整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 産業立地に関する事(商務情報政策局及び地域企業高度化推進課の所掌に属するものを除く。)
- 二 工業用水道事業の助成及び監督に関する事。
- 三 地域における商鉱工業一般の振興に関する事(商務情報政策局及び地域企業高度化推進課の所掌に属するものを除く。)
- 四 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関する事(中小企業庁の所掌に属するものを除く。)

第三十三条及び第三十四条 削除

第三目 通商政策局

(通商政策局に置く課等)

第三十五条 通商政策局に、通商機構部に置くもののほか、次の八課を置く。

総務課

国際経済課

経済連携課

米州課

欧州課

中東アフリカ課

アジア大洋州課

北東アジア課

2 通商機構部に、参事官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（総務課の所掌事務）

第三十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通商政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 通商に関する政策及び手続に関すること。
- 三 独立行政法人日本貿易振興機構の組織及び運営一般に関すること。
- 四 在外公館との連絡に関すること。
- 五 通商に関する調査に関する事務の総括に関すること。
- 六 通商に関する統計の作成に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、通商政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国際経済課の所掌事務）

第三十七条 国際経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通商経済上の国際協力に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（資源エネルギー庁及び貿易経済協力局並びに経済連携課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 通商経済上の国際協力に関する事務の総括に関すること（貿易経済協力局及び経済連携課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 通商経済上の国際協力に関する国際機関及び国際会議に関すること（資源エネルギー庁及び貿易経済協力局の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 国際商品協定の実施に関すること。
 - 五 通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関すること。
 - 六 通商経済上の地域協力に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること（貿易経済協力局及び経済連携課の所掌に属するものを除く。）。
- （経済連携課の所掌事務）

第三十八条 経済連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済上の連携に係る通商経済上の国際協力に関すること（資源エネルギー庁及び貿易経済協力局の所掌に属するもの並びに通商経済上の地

域協力に係るものを除く。)

二 経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済上の連携に関する事務の総括に関する事(貿易経済協力局の所掌に属するもの及び地域協力に係るものを除く。)

(米州課の所掌事務)

第三十九条 米州課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 アメリカ合衆国及びその属地、カナダ並びに中南米諸国との通商に関する協定又は取決めの実施に関する事。
- 二 前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。
- 三 第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関する事。
- 四 第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するものにあつせんに関する事。

(欧州課の所掌事務)

第四十条 欧州課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ヨーロッパ諸国との通商に関する協定又は取決めの実施に関する事。
- 二 前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。
- 三 第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関する事。
- 四 第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するものにあつせんに関する事。

(中東アフリカ課の所掌事務)

第四十一条 中東アフリカ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中東諸国及びアフリカ諸国との通商に関する協定又は取決めの実施に関する事。
- 二 前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。
- 三 第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関する事。
- 四 第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するものにあつせんに関する事。

(アジア大洋州課の所掌事務)

第四十二条 アジア大洋州課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 アジア諸国(中国、朝鮮及びモンゴルを除く。)及び大洋州諸国との通商に関する協定又は取決めの実施に関する事。
- 二 前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。

三 第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関する事。

四 第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するものにあつせんに関する事。

(北東アジア課の所掌事務)

第四十三条 北東アジア課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中国、朝鮮及びモンゴルとの通商に関する協定又は取決めの実施に関する事。

二 前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。

三 第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関する事。

四 第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するものにあつせんに関する事。

(参事官の職務)

第四十四条 参事官は、命を受けて、通商機構部の事務を分掌する。

第四目 貿易経済協力局

(貿易経済協力局に置く課)

第四十五条 貿易経済協力局に、貿易管理部に置くもののほか、次の五課を置く。

総務課

貿易振興課

通商金融課

技術・人材協力課

投資促進課

2 貿易管理部に、次の五課を置く。

貿易管理課

貿易審査課

安全保障貿易管理政策課

安全保障貿易管理課

安全保障貿易審査課

(総務課の所掌事務)

第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貿易経済協力局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力を係るものを除く。次号及び第四号において同じ。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 通商経済上の経済協力に関する協定又は取決めに係るもの（通商金融課及び技術・人材協力課の所掌に属するものを除く。）。

四 経済協力に関する国際機関及び国際会議における通商経済上の経済協力に関するもの（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。

五 経済産業省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち経済協力（地域協力を係るものを除く。）に関する事務の総括に関するもの。

六 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十二条第一項の規定による検査の実施に関するもの。

七 前各号に掲げるもののほか、貿易経済協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するもの。

（貿易振興課の所掌事務）

第四十七条 貿易振興課は、貿易の振興に関する事務（通商金融課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（通商金融課の所掌事務）

第四十八条 通商金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 通商金融に関するもの。

二 通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力を係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関するもの。

三 通商経済上の資金協力に関するもの。

四 貿易保険に関するもの（総務課の所掌に属するものを除く。）。

五 多数国間投資保証機関に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関するもの。

（技術・人材協力課の所掌事務）

第四十九条 技術・人材協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力を係るものを除く。次号において同じ。）に関する協定又は取決めの実施に関するもの。

二 通商経済上の技術及び人材に関する協力に関するもの。

（投資促進課の所掌事務）

第五十条 投資促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること（貿易管理課の所掌に係るものを除く。）。
- 二 経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。
- 三 通商に関する税制に関する調整に関すること。

（貿易管理課の所掌事務）

第五十一条 貿易管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 輸出及び輸入の管理に関すること（産業技術環境局及び他課の所掌に係るものを除く。）。
- 二 外国為替及び外国貿易法第五十四条第二項及び輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十六条の規定により税関長に委任された権限に係る事務に関する税関長の指揮監督に関すること。
- 三 通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること（他課の所掌に係るものを除く。）。
- 四 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（防衛省の所掌に係るものを除く。）。

（貿易審査課の所掌事務）

第五十二条 貿易審査課は、次に掲げる事務（前条第二号に掲げる事務に係るものを除く。）をつかさどる。

- 一 輸出及び輸入の承認に関すること。
- 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行に関する事務のうち輸出移動書類及び輸入移動書類に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、農林畜水産物、飲食物品及び農薬の輸出及び輸入の管理に関すること（輸出及び輸入の承認に関する事後審査に関するものを除く。）。
- 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の施行に関する事務のうち同法第十六条に規定する希少野生動植物種の個体等に係る措置命令等の実施に関すること並びに同法第十九条に規定する報告の徴収及び立入検査の実施に関すること。
- 五 輸入貨物に係る相殺関税及び不当販売関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 六 緊急関税その他の貨物の輸入の増加の際の緊急の措置に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 七 輸入貨物に係る関税割当ての実施に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 八 通商に伴う支払等、特定資本取引及び役務取引等の許可に関すること（安全保障貿易審査課の所掌に係るものを除く。）。

（安全保障貿易管理政策課の所掌事務）

第五十三条 安全保障貿易管理政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 輸出及び輸入の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。

(安全保障貿易管理課の所掌事務)

第五十四条 安全保障貿易管理課は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易の管理及び通商に伴う外国為替の管理に関する事務(第五十一条第二号に掲げる事務に係るもの並びに安全保障貿易管理政策課及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(安全保障貿易審査課の所掌事務)

第五十五条 安全保障貿易審査課は、次に掲げる事務(第五十一条第二号に掲げる事務に係るものを除く。)をつかさどる。

- 一 外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項及び第二項に規定する輸出の許可に関すること。
- 二 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項から第四項までに規定する取引又は行為の許可に関すること。

第五目 産業技術環境局

(産業技術環境局に置く課)

第五十六条 産業技術環境局に、次の八課を置く。

総務課

技術振興・大学連携推進課

研究開発課

基準認証政策課

国際標準課

国際電気標準課

環境政策課

資源循環経済課

(総務課の所掌事務)

第五十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 産業技術環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

- 二 経済産業省の所掌に係る技術に関する事務の総括に関すること。
 - 三 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価に関すること（研究開発課の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する調査に関する事務の総括に関すること。
 - 五 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する総合的な調査に関すること。
 - 六 民間における技術の開発に係る環境の整備に関する事務の総括に関すること。
 - 七 鉱工業の科学技術に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発課の所掌に属するものを除く。）。
 - 八 鉱工業の科学技術に関する国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。
 - 九 前二号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - 十 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、産業技術環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（技術振興・大学連携推進課の所掌事務）
- 第五十八条 技術振興・大学連携推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること（特許庁の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 鉱工業の科学技術に関する実用化に関する研究及び開発の助成に関すること。
 - 三 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の成果の普及に関すること。
 - 四 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。
 - 五 経済産業省の所掌に係る人材の育成に関する事務のうち鉱工業の科学技術の進歩及び改良を図るためのものに関すること。
 - 六 鉱工業の科学技術に関する試験研究機関との研究及び開発に関する連絡に関すること。
 - 七 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の施行に関すること。
 - 八 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。
 - 九 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。
 - 十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う基盤技術研究円滑化法第十一条に規定する業務に関すること。
 - 十一 国立研究開発法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(研究開発課の所掌事務)

第五十九条 研究開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発に関する政策の評価に関すること。
- 三 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の実施に関すること。
- 四 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の助成に関すること（技術振興・大学連携推進課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導に関すること。

(基準認証政策課の所掌事務)

第六十条 基準認証政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る基準・認証制度に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関する事務の総括に関すること。
- 三 産業標準化に関する国際機関及び国際会議に関すること（国際標準課及び国際電気標準課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 鉱工業の科学技術の進歩及び改良を図るための技術上の情報及び研究材料の整備に関すること。
- 五 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。
- 七 独立行政法人製品評価技術基盤機構の組織及び運営一般に関すること。
- 八 日本産業標準調査会の庶務に関すること。
- 九 計量行政審議会の庶務に関すること。

第六十一条 削除

(国際標準課の所掌事務)

第六十二条 国際標準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際標準化機構に関すること。
 - 二 産業標準の整備及び普及に関すること（国際電気標準課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 産業標準に対する適合性の確認に関すること（国際電気標準課の所掌に属するものを除く。）。
- (国際電気標準課の所掌事務)

第六十三条 国際電気標準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際電気標準会議に関すること。
- 二 電気技術、電子技術及び情報技術の分野に係る産業標準の整備及び普及に関すること。
- 三 電気技術、電子技術及び情報技術の分野に係る産業標準に対する適合性の確認に関すること。

(環境政策課の所掌事務)

第六十四条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。
- 二 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(資源循環経済課の所掌事務)

第六十五条 資源循環経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌事務に係る資源の循環利用等（リサイクルの推進その他資源の有効な利用、産業公害の防止及び産業廃棄物の効率的な処理をいう。）の確保に関する経済環境の整備に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
- 五 資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に関すること。
- 六 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の施行に関すること。
- 七 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の施行に関すること。
- 八 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行に関すること（輸移出移動書類及び輸入移動書類に関するものを除く。）。
- 九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に関すること。
- 十 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。
- 十一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に関すること。

(製造産業局に置く課)

第六十六条 製造産業局に、次の八課を置く。

総務課

金属課

化学物質管理課

素材産業課

生活製品課

産業機械課

自動車課

航空機武器宇宙産業課

(総務課の所掌事務)

第六十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 製造産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 製造産業局の所掌に係る調査に関する事務の総括に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、製造産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(金属課の所掌事務)

第六十八条 金属課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

鉄鋼

鉄鋼製品(他課の所掌に属する事務に係るものを除く。)

軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金属

電線、ケーブル、伸銅品及び鉛管板

その他非鉄金属製品(他課の所掌に属する事務に係るものを除く。)
金属くず

水晶石及びふっ化アルミニウム

- 二 非鉄金属(核燃料物質を除く。)の回収及び再生に関すること。

(化学物質管理課の所掌事務)

第六十九条 化学物質管理課は、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る事務に関する事務をつかさどる。

(素材産業課の所掌事務)

第七十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関する事

ソーダ及びその誘導品

無機酸

無機薬品

酸素、窒素、水素その他単体ガス

カリ塩（にがり製品を含む。）

火薬、爆薬及び火工品（生活製品課及び航空機武器宇宙産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

冷媒及び触媒（有機触媒を除く。）

石油化学工業品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

石炭化学工業品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

カーバイド及びその誘導品

可燃性天然ガスの誘導品

合成ゴム

合成樹脂及び可塑剤

合成樹脂製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

染料中間物、医薬品中間物及び農薬中間物合成染料、有機顔料、抜染剤及び人工甘味料

塗料、印刷インク及び印刷ワニス

合成洗剤、選鉱剤その他界面活性剤

ゴム及びゴム製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）並びに有機ゴム薬品及びカーボンブラック

しょう腦、硝化綿、セルロイド生地及び写真感光材料

ろうそく

合成糊（ニ）料、糊（ニ）抜剤及び接着剤

樹脂、樹脂ろう及び五倍子

アンモニア系製品

その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品以外の化学工業品（金属課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

板ガラス、光学ガラス及びガラス繊維

耐火物及び土管

電極、電ブラシ、炭素棒、ピッチコークスその他炭素製品

セメント及びセメント製品

研削剤、研削砥（と）石及び研磨布紙

その他窯業品（生活製品課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

砂利その他骨材及び石材

紙及び紙製品

パルプ及びセロファン

二 第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）に関するものに関する事

三 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること並びに第八条第十号に掲げる事務のうち工業塩に關するものに関する事

四 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に關すること並びに第八条第十号に掲げる事務のうち化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）に關するものに関する事

五 第八条第十号に掲げる事務のうち革新的な素材の利用に關するものの総括に關すること。

第七十一条及び第七十二条 削除

（生活製品課の所掌事務）

第七十三条 生活製品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 住宅設備機器及びインテリア用品に關する事務の總括に關すること。

二 工場生産住宅その他これに類するもので經濟産業省の所掌に係るものの生産に關する指導及び助成に關すること。

三 前号に掲げるもののほか、第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に關するものに関する事

綿花、麻、羊毛その他の毛、化学纖維、くず纖維及び雜纖維

綿糸、麻糸、毛糸、絹糸、化学繊維糸、くず繊維糸及び雑繊維糸
織物

ニット製品

不織布及びフェルト

縫製品

漁網綱及び漁具糸

繊維雑品

その他繊維工業品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

抄繊維製品

日用金属製品及び日用合成樹脂製品

陶磁器及びぼうろう鉄器

ガラス製品（素材産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

マッチ

コルク及び木竹製品

運動用具、文房具及び楽器

おもちゃ

喫煙具、装身具及び傘

皮革、皮革製品、タンニン、にかわ及びゼラチン

履物

かばん及び袋物

包装材料

その他雑貨工業品（素材産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

れんが及び瓦

石膏（こう）製品、石綿製品及び岩綿製品

建築金物及び建具

畳、畳床、リノリウムその他床材料

アスファルトルーフィング、アスファルト乳剤その他防水工事材料

繊維板その他建築用ボード

その他土木建築材料（木材及び素材産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

熱絶縁装置

四 木材の防腐業及び防火加工業の発達、改善及び調整に関すること。

五 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の施行に関する事務の総括に関すること。

（産業機械課の所掌事務）

第七十四条 産業機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

工作機械、繊維工業用機械、鉱山用機械、化学工業用機械、合成樹脂加工機械、建設土木用機械、荷役運搬用機械、印刷製本機械、包装荷造機械、マシンその他鉱工業用機械（自動車課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

農業機械器具、水産機械、林産機械、食料品加工機械、蚕糸機械、醸造機械、たばこ製造機械及び製材木工機械

時計、光学機械、理化学機械及び計量器

冷凍機、冷凍機応用装置及び自動販売機

集じん装置、排ガス処理装置、排水処理装置その他公害防止装置

油圧機器及び空圧機器

橋

軸受、ねじ、歯車及びローラーチェーン

工具、機械刃物、のこぎり及びやすり

鋳造品及び鍛造品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

製鉄機械、鍛圧機械、鋳造機械及び工業窯炉

金型、鋳型及びロール

粉末冶金、バルブ及び鉄管継手

発電機、電動機、変圧器、遮断器、開閉装置、制御装置その他重電機器

ボイラー、原子炉並びにその部品及び装置、蒸気機関、タービン、水車、水圧鉄管、水門、鉄塔並びに架線金物
他課の所掌に属さない機械器具及びこれに類するもの

二 鉄道車両等の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること並びに第八条第十号に掲げる事務のうち鉄道車両等に関するもの
と。

三 熱処理業の発達、改善及び調整に関すること。

四 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。
(自動車課の所掌事務)

第七十五条 自動車課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

自動車(トレーラーを含む。)並びにその車体及び部品

トラクターその他特殊自動車

消防ポンプ

ばね

産業車両及び陸用内燃機関

自転車(リヤカーを含む。)及びその部品

二 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

(航空機武器宇宙産業課の所掌事務)

第七十六条 航空機武器宇宙産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第一号及び第十号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

航空機及びその部品

武器及びその部品

猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、捕鯨用標識銃、救命索発射銃及び空気銃

人工衛星及びロケット並びにこれらの部品

二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

三 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち宇宙の利用に関するものの総括に関すること。

第七十七条から第七十九条まで 削除

第七目 商務情報政策局

(商務情報政策局に置く課等)

第八十条 商務情報政策局に、次の十五課及び鉱山・火薬類監理官一人を置く。

総務課

情報経済課

サイバーセキュリティ課

情報技術利用促進課

情報産業課

サービス政策課

クルルジャパン政策課

ヘルスケア産業課

生物化学産業課

コンテナツ産業課

消費・流通政策課

商取引監督課

製品安全課

保安課

電力安全課

(総務課の所掌事務)

第八十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 商務情報政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 情報処理の促進に関する事務の総括に関すること。
- 三 地域における情報処理の促進に関すること。
- 四 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること。

五 情報通信機器に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 独立行政法人情報処理推進機構の組織及び運営一般に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、商務情報政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報経済課の所掌事務)

第八十二条 情報経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報処理の促進に関する経済の発展に係る環境の整備に関すること（総務課及び情報技術利用促進課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 情報処理に関する個人情報保護の保護に関すること。
- 三 情報処理に関する利用の機会の確保に関すること。

(サイバーセキュリティ課の所掌事務)

第八十三条 サイバーセキュリティ課は、情報処理に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務をつかさどる。

(情報技術利用促進課の所掌事務)

第八十四条 情報技術利用促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関すること。
- 二 情報処理技術者試験の実施その他情報処理の促進に必要な知識及び技術の向上に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、情報処理の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(情報産業課の所掌事務)

第八十五条 情報産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第九条第三号及び第十七号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

電子計算機及びその関連装置、放送装置その他情報通信機器

テレビジョン受信機、電子顕微鏡、方向探知器、魚群探知機その他電子機器（電子計算機及びその関連装置を除く。）

家庭用電気冷蔵庫、家庭用エアコンディショナーその他電気機器（重電機器を除く。）

半導体素子、集積回路その他情報通信機器、電子機器及び電気機器の部品、用品及び材料（電気絶縁材料を除く。）

電気計測器、放射線計測器（照射線量計を除く。）及び電気式自動制御機器

事務用機械

蓄電池、乾電池その他電池

通信用電線及び通信用ケーブル

- 二 経済産業省の所掌事務のうち情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関すること。
- 三 半導体集積回路の回路配置に関する法律の施行に関すること。

(サービス政策課の所掌事務)

第八十六条 サービス政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌事務のうちサービス業に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 経済産業省の所掌に係るサービス業に関する事務の総括に関すること。
- 三 経済産業省の所掌に係るサービス業の発達、改善及び調整に関すること（資源エネルギー庁及び製造産業局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

四 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の施行に関すること。

(クールジャパン政策課の所掌事務)

第八十七条 クールジャパン政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係るクールジャパン（我が国の生活文化の特色を生かした商品又は役務を通じて我が国の生活文化が海外において高い評価を得ていることをいう。）に係る事業に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 経済産業省の所掌に係るサービス業のうち生活文化の創造に関連するものの発達、改善及び調整に関すること（ヘルスケア産業課及びコンテンツ産業課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 経済産業省の所掌に係る事業のうち生活文化の創造に関連するものに関する事務の総括に関すること。
- 四 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。
- 五 博覧会、展示会その他参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。
- 六 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。

(ヘルスケア産業課の所掌事務)

第八十八条 ヘルスケア産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係るヘルスケア産業（健康の保持及び増進に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。）の発達、改善及び調整に関すること（製造産業局並びに情報産業課及びコンテンツ産業課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 第九条第三号及び第十七号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

医療用機械器具

福祉用具

三 経済産業省の所掌事務のうち医療に関連する技術に関する研究及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(生物化学産業課の所掌事務)

第八十九条 生物化学産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第九条第三号及び第十七号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること。

発酵工業品(その誘導品を含む。)その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品(製造産業局の所掌に属する事務に係るものを除く。)

有機触媒

硬化油、脂肪酸、グリセリンその他油脂製品

有機酸

せっけん、香料及び化粧品

試薬

二 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち生物化学の知見の利用に関するものの総括に関すること。

(コンテンツ産業課の所掌事務)

第九十条 コンテンツ産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業省の所掌に係るコンテンツ産業(コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第二条第一項に規定するコンテンツに関する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。)の発達、改善及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

二 印刷業及び製本業の発達、改善及び調整に関すること。

三 第九条第三号に掲げる事務であつて、レコードその他情報記録物に関するものに関すること。

四 広告代理業の発達、改善及び調整に関すること。

五 経済産業省の所掌に係るサービス業のうち前各号に掲げる事務に関連するものの発達、改善及び調整に関すること。

(消費・流通政策課の所掌事務)

第九十一条 消費・流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関すること（経済産業政策局及び商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び信用購入あっせんに関すること（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 物品賃貸その他の信用を供与して行う物品又は役務の取引一般に関すること。
 - 四 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に関すること（経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。
 - 六 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 訪問販売及び通信販売の事業に関すること。
 - 八 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（製品安全課の所掌に属するものを除く。）。
 - 九 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（経済産業政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
 - 十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。
 - 十一 消費経済審議会の庶務に関すること。
- （商取引監督課の所掌事務）
- 第九十二条 商取引監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 割賦販売業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、前払式特定取引を業として営む者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者、包括信用購入あっせん業者から包括信用購入あっせんに係る業務の委託を受けた者、個別信用購入あっせん関係販売業者、個別信用購入あっせん関係役務提供事業者、指定信用情報機関、指定信用情報機関を利用する者及び認定割賦販売協会の監督に関すること。
 - 二 株式会社商品取引所又は商品取引所持株式会社の対象議決権保有届出書の提出者及び主要株主、金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社、商品取引所持株式会社及びその子会社、商品取引所、その子会社及びその会員等、商品取引清算機関及びその清算参加者、第一種特定施設開設者並びに第二種特定施設開設者の検査に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
 - 三 商品先物取引業を行う者、商品先物取引協会の委託者保護基金、特定店頭商品デリバティブ取引業者、商品投資顧問業を営む者及び商品投資販売業者の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の施行に関する事務。

（製品安全課の所掌事務）

第九十三条 製品安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る製品の安全に関する事務の総括に関する事務。
- 二 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関する事務。
- 三 液化石油ガス器具等及びガス用品並びに電気用品（一般消費者の利用に供されるものに限る。）の技術上の基準への適合に関する事務。
- 四 家庭用品の品質表示に関する事務。

（保安課の所掌事務）

第九十四条 保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 産業保安の確保に関する事務（電力安全課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関する事務。
- 三 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関する事務。
- 四 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関する事務。
- 五 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関する事務。
- 六 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関する事務。

（電力安全課の所掌事務）

第九十五条 電力安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電力設備（電気工作物及びその附帯設備をいう。）に係る保安の確保に関する事務。
- 二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務。

（鉱山・火薬類監理官の職務）

第九十六条 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 火薬類の取締りに関すること。
- 二 鉱山における保安に関する事務。

第三節 審議会等

（設置）

第九十七条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

輸出入取引審議会

国立研究開発法人審議会

化学物質審議会

(輸出入取引審議会)

第九十八条 輸出入取引審議会は、輸出入取引法第三十七条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、輸出入取引審議会に關し必要な事項については、輸出入取引審議会令(昭和二十八年政令第二百五十号)の定めるところによる。

(国立研究開発法人審議会)

第九十九条 国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に關し必要な事項については、経済産業省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政令第百九十六号)の定めるところによる。

(化学物質審議会)

第一百条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第五十六条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質審議会に關し必要な事項については、化学物質審議会令(昭和四十九年政令第百一号)の定めるところによる。

第四節 施設等機関

(経済産業研修所)

第一百一条 本省に、経済産業研修所を置く。

2 経済産業研修所は、経済産業省の所掌事務に關する研修(鉱山における保安に關する技術及び実務の教授を含む。)を行う事務をつかさどる。

3 経済産業研修所の位置及び内部組織は、経済産業省令で定める。

4 経済産業研修所は、経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第五節 地方支分部局
第一款 経済産業局

(経済産業局の名称、位置及び管轄区域)

第二百二条 経済産業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道経済産業局	札幌市	北海道
東北経済産業局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東経済産業局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
中部経済産業局	名古屋市	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿経済産業局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国経済産業局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国経済産業局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州経済産業局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

2 通商に関する事務については、前項の規定にかかわらず、関門港は、九州経済産業局の管轄区域とする。

3 石炭の生産その他石炭鉱業に関する事務については、第一項の規定にかかわらず、福島県は、関東経済産業局の管轄区域とする。ただし、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む。）及び消滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。

4 鉱業の区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下この項において同じ。）の区域にわたるとき、又は経済産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑いを生じたときは、経済産業大臣が管轄経済産業局を指定する。

5 電気に関する事務について特に必要があるときは、経済産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

6 経済産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。
(経済産業局の内部組織)

第二百三条 経済産業局に、次の四部を置く。

総務企画部

地域経済部

産業部

資源エネルギー環境部

- 2 前項の部のほか、近畿経済産業局に通商部を、九州経済産業局に国際部を置く。
- 3 前二項に定めるもののほか、経済産業局の内部組織は、経済産業省令で定める。

第二款 産業保安監督部等

(産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域)

- 第一百三条の二 産業保安監督部の名称は、次の表の各号の第二欄に掲げるとおりとし、その位置は、当該各号の第三欄に掲げる経済産業局と同じ位置とし、その管轄区域は、同欄に掲げる経済産業局（第二号から第四号までにあつては、同欄及び第四欄に掲げる経済産業局）の管轄区域と同一の区域とする。

一	北海道産業保安監督部	北海道経済産業局	
二	関東東北産業保安監督部	関東経済産業局	東北経済産業局
三	中部近畿産業保安監督部	中部経済産業局	近畿経済産業局
四	中国四国産業保安監督部	中国経済産業局	四国経済産業局
五	九州産業保安監督部	九州経済産業局	

- 2 第一百二条第四項の規定により経済産業大臣が管轄経済産業局を指定した鉱業については、次の表の各号の中欄に掲げる管轄経済産業局の区分に応じ、当該各号の下欄に掲げる産業保安監督部の管轄とする。

一	東北経済産業局及び関東経済産業局	関東東北産業保安監督部	
二	中部経済産業局及び近畿経済産業局	中部近畿産業保安監督部	
三	中国経済産業局及び四国経済産業局	中国四国産業保安監督部	
四	前三号に掲げる経済産業局以外の経済産業局	当該経済産業局と管轄区域が同一である産業保安監督部	

- 3 電気に関する事務について特に必要があるときは、経済産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。
- 4 経済産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

(那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域)

- 第一百三条の三 那覇産業保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。
- 2 第一百二条第四項の規定により経済産業大臣が沖縄総合事務局を指定した鉱業については、那覇産業保安監督事務所の管轄とする。

第二章 外局

第一節 資源エネルギー庁

第一款 特別な職

(次長)

第四百四条 資源エネルギー庁に、次長一人を置く。

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置等

(長官官房及び部の設置)

第四百五条 資源エネルギー庁に、長官官房及び次の三部を置く。

省エネルギー・新エネルギー部

資源・燃料部

電力・ガス事業部

(長官官房の所掌事務)

第四百六条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 資源エネルギー庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 六 資源エネルギー庁の保有する情報の公開に関すること。
- 七 資源エネルギー庁の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 八 資源エネルギー庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 九 資源エネルギー庁の行政の考査に関すること。
- 十 広報に関すること。
- 十一 資源エネルギー庁の機構及び定員に関すること。

- 十二 資源エネルギー庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 十三 エネルギー対策特別会計の経理に関すること。
 - 十四 資源エネルギー庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 十五 エネルギー対策特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 十六 資源エネルギー庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
 - 十七 鉱物資源及びエネルギーに関する総合的な政策に関すること。
 - 十八 鉱物資源及びエネルギーに係る通商経済上の国際協力に関すること。
 - 十九 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち資源エネルギー庁の所掌に係るものに関する事務の総括に関すること。
 - 二十 資源エネルギー庁の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する事務の総括に関すること。
 - 二十一 資源エネルギー庁の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。
 - 二十二 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する資源エネルギー庁の所掌に係る事務の総括に関すること。
 - 二十三 資源エネルギー庁の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務の総括に関すること。
 - 二十四 資源エネルギー庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
 - 二十五 総合資源エネルギー調査会の庶務に関すること。
 - 二十六 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(省エネルギー・新エネルギー部の所掌事務)
- 第一百七条 省エネルギー・新エネルギー部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。
 - 二 調達価格等算定委員会の庶務に関すること。
(資源・燃料部の所掌事務)
- 第一百八条 資源・燃料部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること
(電力・ガス事業部の所掌に属するものを除く。)
 - 二 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 三 鉱害の賠償に関すること。

- 四 鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの並びに非鉄金属の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（製造産業局及び電力・ガス事業部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 資源・燃料部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の組織及び運営一般に関すること。

（電力・ガス事業部の所掌事務）

第百九条 電力・ガス事業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）。
- 二 電気の適正な計量の実施の確保に関すること（電気の取引に関するものに限る。）。
- 三 電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 エネルギーに関する原子力政策に関すること。
- 五 エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること。
- 六 核原料物質及び核燃料物質の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。
- 七 核原料物質及び核燃料物質の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 八 電力・ガス事業部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

第二目 課の設置等

（長官官房に置く課）

第百十条 長官官房に、次の二課を置く。

総務課

国際課

（総務課の所掌事務）

第百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 資源エネルギー庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- 五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
 - 六 資源エネルギー庁の保有する情報の公開に関すること。
 - 七 資源エネルギー庁の保有する個人情報情報の保護に関すること。
 - 八 資源エネルギー庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 九 資源エネルギー庁の行政の考査に関すること。
 - 十 広報に関すること。
 - 十一 資源エネルギー庁の機構及び定員に関すること。
 - 十二 資源エネルギー庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 十三 エネルギー対策特別会計の経理に関すること。
 - 十四 資源エネルギー庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 十五 エネルギー対策特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 十六 資源エネルギー庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
 - 十七 鉱物資源及びエネルギーに関する総合的な政策に関すること。
 - 十八 資源エネルギー庁の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する事務の総括に関すること。
 - 十九 資源エネルギー庁の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。
 - 二十 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する資源エネルギー庁の所掌に係る事務の総括に関すること。
 - 二十一 資源エネルギー庁の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務の総括に関すること。
 - 二十二 総合資源エネルギー調査会の庶務に関すること。
 - 二十三 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (国際課の所掌事務)
- 第百十二条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 鉱物資源及びエネルギーに係る通商経済上の国際協力に関すること。
 - 二 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち資源エネルギー庁の所掌に係るものに関する事務の総括に関すること。
 - 三 資源エネルギー庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- (省エネルギー・新エネルギー部に置く課)

第百十三条 省エネルギー・新エネルギー部に、次の四課を置く。

政策課

新エネルギーシステム課

省エネルギー課

新エネルギー課

(政策課の所掌事務)

第百十四条 政策課は、省エネルギー及び新エネルギーに関する基本的な政策に関する事務をつかさどる。

(新エネルギーシステム課の所掌事務)

第百十五条 新エネルギーシステム課は、省エネルギー及び新エネルギーに係る技術を有効に組み合わせて一体的に活用する新たなエネルギーの供給及び利用に係るシステムに関する政策に関する事務をつかさどる。

(省エネルギー課の所掌事務)

第百十六条 省エネルギー課は、省エネルギーに関する政策に関する事務をつかさどる。

(新エネルギー課の所掌事務)

第百十七条 新エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 新エネルギーに関する政策に関すること。

二 調達価格等算定委員会の庶務に関すること。

(資源・燃料部に置く課)

第百十八条 資源・燃料部に、次の六課を置く。

政策課

石油・天然ガス課

石油精製備蓄課

石油流通課

石炭課

鉱物資源課

(政策課の所掌事務)

第一百九条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 石油及び石油製品に関する基本的な政策に関すること。
- 三 石油及び石油製品の価格に関すること。
- 四 石油及び石油製品に係る事業の資金に関すること。
- 五 鉱害の賠償に関すること（石炭課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の組織及び運営一般に関すること。

（石油・天然ガス課の所掌事務）

第一百二十条 石油・天然ガス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 石油の開発に関すること。
- 二 石油の埋蔵量の調査に関すること。
- 三 石油の輸出、輸入及び生産に関すること。
- 四 可燃性天然ガス及び可燃性天然ガス製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。
- 五 第一百八条第四号及び第五号に掲げる事務であつて、可燃性天然ガス及び可燃性天然ガス製品に関するものに関すること。

（石油精製備蓄課の所掌事務）

第一百二十一条 石油精製備蓄課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 石油製品の生産に関すること。
- 二 石油製品（液化石油ガスを除く。次号及び第四号において同じ。）の輸出及び輸入に関すること。
- 三 石油及び石油製品の備蓄に関すること（石油流通課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 石油及び石油製品の需給の調整に関すること（石油流通課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の施行に関すること（石油製品の生産及び輸入に関することに限る。）。

（石油流通課の事務）

第一百二十二条 石油流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 石油及び石油製品の流通に関すること（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第七項の特定石油販売業者以外の同条第六項の石油販売業者に係る石油及び石油製品の備蓄及び需給の調整に関することを含む。）。

二 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 液化石油ガスの輸出及び輸入に関すること。

四 液化石油ガスの備蓄に関すること。

五 液化石油ガスの需給の調整及び取引の適正化に関すること。

六 揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行に関すること（石油精製備蓄課の所掌に属するものを除く。）。

（石炭課の所掌事務）

第二百二十三条 石炭課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 石炭及び亜炭並びにこれらの製品に関する基本的な政策に関すること。

二 石炭及び亜炭の開発に関すること。

三 石炭及び亜炭の埋蔵量の調査に関すること。

四 第一百八条第四号及び第五号に掲げる事務であつて、石炭及び亜炭並びにこれらの製品に関するものに関すること。

五 石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱害に関すること。

六 水洗炭業による被害の防止に関すること。

（鉱物資源課の事務）

第二百二十四条 鉱物資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（電力・ガス事業部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 第一百八条第四号及び第五号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関すること（製造産業局の所掌に属するものを除く。）。

鉱物（石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭及び核原料物質を除く。）及びこれに類するもの

重要土石

非金属鉱物製品（石油製品、可燃性天然ガス製品、石炭製品及び亜炭製品を除く。）

非鉄金属（軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金属を除く。）

（電力・ガス事業部に置く課）

第二百二十五条 電力・ガス事業部に、次の五課を置く。

政策課

電力基盤整備課

原子力政策課

原子力立地・核燃料サイクル産業課

放射性廃棄物対策課

(政策課の所掌事務)

第二百二十六条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 電気及び電気事業に関すること（電力・ガス取引監視等委員会及び電力基盤整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 電気の適正な計量の実施の確保に関すること（電気の取引に関するものに限る。）。
- 四 ガス及びガス事業に関すること（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）。
- 五 熱及び熱供給事業に関すること（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）。

(電力基盤整備課の所掌事務)

第二百二十七条 電力基盤整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 発電水力の調査及び調整並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設の推進に関すること（原子力立地・核燃料サイクル産業課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 電気の供給計画に関すること。
- 四 電気の需給の調整に関すること。

(原子力政策課の所掌事務)

第二百二十八条 原子力政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 エネルギーに関する原子力政策に関すること。
- 二 エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること（原子力立地・核燃料サイクル産業課及び放射性廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の行う業務のうち核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務に関すること。

(原子力立地・核燃料サイクル産業課の所掌事務)

第二百二十九条 原子力立地・核燃料サイクル産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 核原料物質及び核燃料物質の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。
- 二 第九条第七号及び第八号に掲げる事務であつて、核原料物質及び核燃料物質に関するものに関すること。
- 三 エネルギーとしての利用に関する核原料物質及び核燃料物質に係る技術開発に関すること。
- 四 原子力発電施設の建設の推進に関すること。

(放射性廃棄物対策課の所掌事務)

第三十条 放射性廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 エネルギーとしての利用に関する放射性廃棄物に係る技術開発に関すること。
 - 二 経済産業省の所掌に係る原子力に係る廃棄物の事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 第三十一条から第三十三条まで 削除

第二節 特許庁

第一款 特別な職

(特許技監)

第三十四条 特許庁に、特許技監一人を置く。

2 特許技監は、命を受けて、工業所有権に関する審査及び審判に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する。

第二款 内部部局

(部の設置)

第三十五条 特許庁に、次の七部を置く。

総務部

審査業務部

審査第一部

審査第二部

審査第三部

審査第四部

審判部

(総務部の所掌事務)

第三百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 特許庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 長官の官印及び庁印に関する事。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 六 特許庁の保有する情報の公開に関する事。
- 七 特許庁の保有する個人情報情報の保護に関する事。
- 八 特許庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 九 特許庁の行政の考査に関する事。
- 十 広報に関する事。
- 十一 特許庁の機構及び定員に関する事。
- 十二 特許特別会計の経理に関する事。
- 十三 特許特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関する事。
- 十四 特許庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 十五 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十六 工業所有権に関する指導に関する事。
- 十七 工業所有権に関する調査及び統計に関する事。
- 十八 工業所有権に関する公報その他の資料の収集、編集及び刊行に関する事。
- 十九 工業所有権に関する分類に関する事。
- 二十 工業所有権に関する民間における技術の開発に係る環境の整備に関する事。
- 二十一 弁理士に関する事。

二十二 特許庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十三 国立国会図書館支部特許庁図書館に関すること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、特許庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(審査業務部の所掌事務)

第三百三十七条 審査業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 工業所有権に関する出願書類（実用新案技術評価に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価に関する書類とみなされるものを含む。）の方式審査その他出願に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。

二 工業所有権の登録に関すること。

三 商標の審査に関すること。

(審査第一部の所掌事務)

第三百三十八条 審査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林畜水産物の採取及び加工、建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品に関する発明の審査（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第四百四十一条までにおいて同じ。）並びに実用新案技術評価書の作成に関すること。

二 発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務で他部の所掌に属しないものに関すること。

三 意匠の審査に関すること。

(審査第二部の所掌事務)

第三百三十九条 審査第二部は、機械に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(審査第三部の所掌事務)

第四百十条 審査第三部は、化学に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

(審査第四部の所掌事務)

第四百十一条 審査第四部は、電気及び通信に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

(審判部の所掌事務)

第四百四十二条 審判部は、工業所有権に関する審判並びに特許異議及び登録異議に関する事務をつかさどる。

(特許庁の課等の数)

第四百四十三条 次の各号に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 総務部 七
- 二 審査業務部 三
- 三 審査第一部 二
- 四 審判部 一

2 次の各号に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 審査業務部 四人
- 二 審査第一部 八人
- 三 審査第二部 七人
- 四 審査第三部 七人
- 五 審査第四部 七人
- 六 審判部 百二十九人

第三款 審議会等

(工業所有権審議会)

第四百四十四条 特許庁に、工業所有権審議会を置く。

2 工業所有権審議会は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八十五条第一項（同法、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第三十三条第七項の規定において準用する場合を含む。）及び弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、工業所有権審議会に関し必要な事項については、工業所有権審議会令（平成十二年政令第二百九十四号）の定めるところによる。

第四百四十五条 削除

第三節 中小企業庁

第一款 特別な職

(次長)

第四百四十六條 中小企業庁に、次長一人を置く。

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置等

(長官官房及び部の設置)

第四百四十七條 中小企業庁に、長官官房及び次の二部を置く。

事業環境部

経営支援部

(長官官房の所掌事務)

第四百四十八條 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 中小企業庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 長官の官印及び庁印の保管に関する事。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 五 公文書類の審査に関する事(事業環境部の所掌に属するものを除く)。
- 六 中小企業庁の保有する情報に関する事。
- 七 中小企業庁の保有する個人情報保護に関する事。
- 八 中小企業庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 九 中小企業庁の行政の考査に関する事。
- 十 広報に関する事。
- 十一 中小企業庁の機構及び定員に関する事。
- 十二 中小企業庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 十三 中小企業庁所属の行政財産及び物品の管理に関する事。

十四 中小企業庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十五 中小企業の経営に関する相談及び中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

十六 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

十七 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

十八 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

十九 独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織及び運営一般に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、中小企業庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（事業環境部の所掌事務）

第四百九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画及び立案に関すること。

二 法令案及び例規案の審査及び進達に関すること。

三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての総合的な情報の収集、分析及び提供に関すること。

四 中小企業に関する基本問題及びその他の中小企業に関係がある経済問題に関する調査及び研究に関すること。

五 中小企業に係る取引の適正化に関すること。

六 中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。

七 下請関係にある中小企業の経営の向上に関すること。

八 中小企業の経営の安定に関すること（経営支援部の所掌に属するものを除く。）。

九 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること（長官官房及び経営支援部の所掌に属するものを除く。）。

十 中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十

二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関することに限る。
）。

十二 中小企業政策審議会の庶務に関すること。

（経営支援部の所掌事務）

第百五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること（事業環境部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 中小企業の新たな事業の創出に関すること。
- 三 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関すること。
- 四 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること。
- 五 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の施行に関すること。
- 六 中小企業等経営強化法の施行に関すること（事業環境部の所掌に属するものを除く。）。

第二目 課の設置等

（長官官房に置く課）

第百五十一条 長官官房に、総務課を置く。

（総務課の所掌事務）

第百五十二条 総務課は、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

（事業環境部に置く課）

第百五十三条 事業環境部に、次の四課を置く。

企画課

金融課

財務課

取引課

（企画課の所掌事務）

第百五十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画及び立案に関すること。

二 法令案及び例規案の審査及び進達に関すること。

三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての総合的な情報の収集、分析及び提供に関すること。

四 中小企業に関する基本問題及びその他の中小企業に関係がある経済問題に関する調査及び研究に関すること（金融課及び財務課の所掌に属するものを除く。）。

五 中小企業の経営の安定に関すること（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）。

六 中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

七 中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限り、財務課の所掌に属するものを除く。）、同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関することに限る。）。

八 中小企業政策審議会の庶務に関すること。

（金融課の所掌事務）

第二百五十五条 金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること（長官官房及び経営支援部並びに財務課の所掌に属するものを除く。）。

二 中小企業信用保険に関する事務の総括に関すること。

（財務課の所掌事務）

第二百五十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の自己資本の充実の促進に関すること。

二 中小企業に関する税制に関する調整に関すること。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関すること。

四 中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者の行う同法第二条第十一项に規定する事業承継等に係るものに限る。）及び同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画に関することに限る。）。

五 中小企業投資育成株式会社の組織及び運営一般に関すること。

（取引課の所掌事務）

第一百五十七条 取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業に係る取引の適正化に関すること。

- 二 中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。
- 三 下請関係にある中小企業の経営の向上に関すること。

(経営支援部に置く課)

第百五十八条 経営支援部に、次の五課を置く。

経営支援課

小規模企業振興課

創業・新事業促進課

技術・経営革新課

商業課

(経営支援課の所掌事務)

第百五十九条 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中小企業の経営方法の改善その他の経営の向上に関すること（事業環境部並びに創業・新事業促進課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関すること。

- 三 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(小規模企業振興課の所掌事務)

第百六十条 小規模企業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 小規模企業の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 小規模企業共済法の施行に関すること。

- 三 商工会及び全国商工会連合会の組織及び運営一般に関すること。

(創業・新事業促進課の所掌事務)

第百六十一条 創業・新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中小企業の新たな事業の創出に関すること。
- 二 中小企業の新たな事業活動を通じた経営の向上に関すること（事業環境部及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 中小企業の海外における事業の展開の促進に関すること。

四 中小企業の新たな事業活動の促進に係る中小企業の交流又は連携に関すること。

五 中小企業等経営強化法の施行に関すること（事業環境部並びに経営支援課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く。）。

（技術・経営革新課の所掌事務）

第六十二条 技術・経営革新課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の技術の向上に関すること。

二 中小企業の新技術を利用した事業活動の促進に関すること。

三 中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十四条第一項に規定する経営革新計画及び同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務に関することに限る。）。

（商業課の所掌事務）

第六十三条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小売商業及び中小サービス業並びに中小卸売業の育成及び発展に関すること。

二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）の施行に関すること。

三 中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）の施行に関すること。

四 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（中小売商業高度化事業に関することに限る。）。

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関することに限る。）。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経済産業政策局の所掌事務の特例）

第二条 経済産業政策局は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第九条第一項に規定する株式に関して行う処分その他の事務の調整に関する事務をつかさどる。

（製造産業局の所掌事務の特例）

第三条 製造産業局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四十六号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険関係に係る同法第一条（第二号に係る部分に限る）。

（ ）の規定による廃止前の機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）第十一条に規定する機械類信用保険に関する事務をつかさどる。
 第四条及び第五条 削除

（経済産業政策局産業創造課の所掌事務の特例）

第六条 経済産業政策局産業創造課は、第二十六条各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

（経済産業政策局産業資金課の所掌事務の特例）

第七条 経済産業政策局産業資金課は、第二十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第九条第一項に規定する株式に関して行う処分その他の事務の調整に関する事務をつかさどる。

（貿易経済協力局総務課の所掌事務の特例）

第八条 貿易経済協力局総務課は、第四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人国際協力機構の行う独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（鉱工業の開発に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（産業技術環境局技術振興・大学連携推進課の所掌事務の特例）

第九条 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第九条第一項に規定する政令で定める日までの間	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第一項に規定する業務に関すること。
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第二項に規定する債権の回収が終了するまでの間	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第二項及び第三項に規定する業務に関すること。

間

(製造産業局産業機械課の所掌事務の特例)

第十条 製造産業局産業機械課は、第七十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三条に規定する事務をつかさどる。

(商務情報政策局商取引監督課の所掌事務の特例)

第十一条 商務情報政策局商取引監督課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)附則第三条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第二条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号。以下「旧特定債権法」という。)の規定に基づく書面の閲覧に関する事務に関すること。

二 信託業法附則第三条第四項の規定による同法の施行後における旧特定債権法第六条各号に適合する旨の確認に関すること。

三 信託業法附則第三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定債権法の規定に基づく報告徴収及び確認の取消しに関すること。

四 信託業法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定債権法の規定に基づく同法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査及び監督に関すること。

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課の所掌事務の特例)

第十二条 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
平成十七年三月三十一日まで の間	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号。以下この条において「改正法」という。)第三条の規定による廃止前の電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号。以下この条において「旧電促法」という。)により設立された電源開発株式会社が行う電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十三号に掲げる振替供給に関する事(改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電促法第二十三条第一項及び第三項、第二十九条並びに第三十五条の規定に関する事)に限る。
改正法附則第二十二條第五項 の政令で定める日までの間	改正法附則第二十二條第一項に規定する指定会社の事業に関する事。

(中小企業庁事業環境部の所掌事務の特例)

第十三条 中小企業庁事業環境部は、第四百四十九条各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

(中小企業庁事業環境部金融課の所掌事務の特例)

第十四条 中小企業庁事業環境部金融課は、第五百五十五条各号に掲げる事務のほか、前条に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。